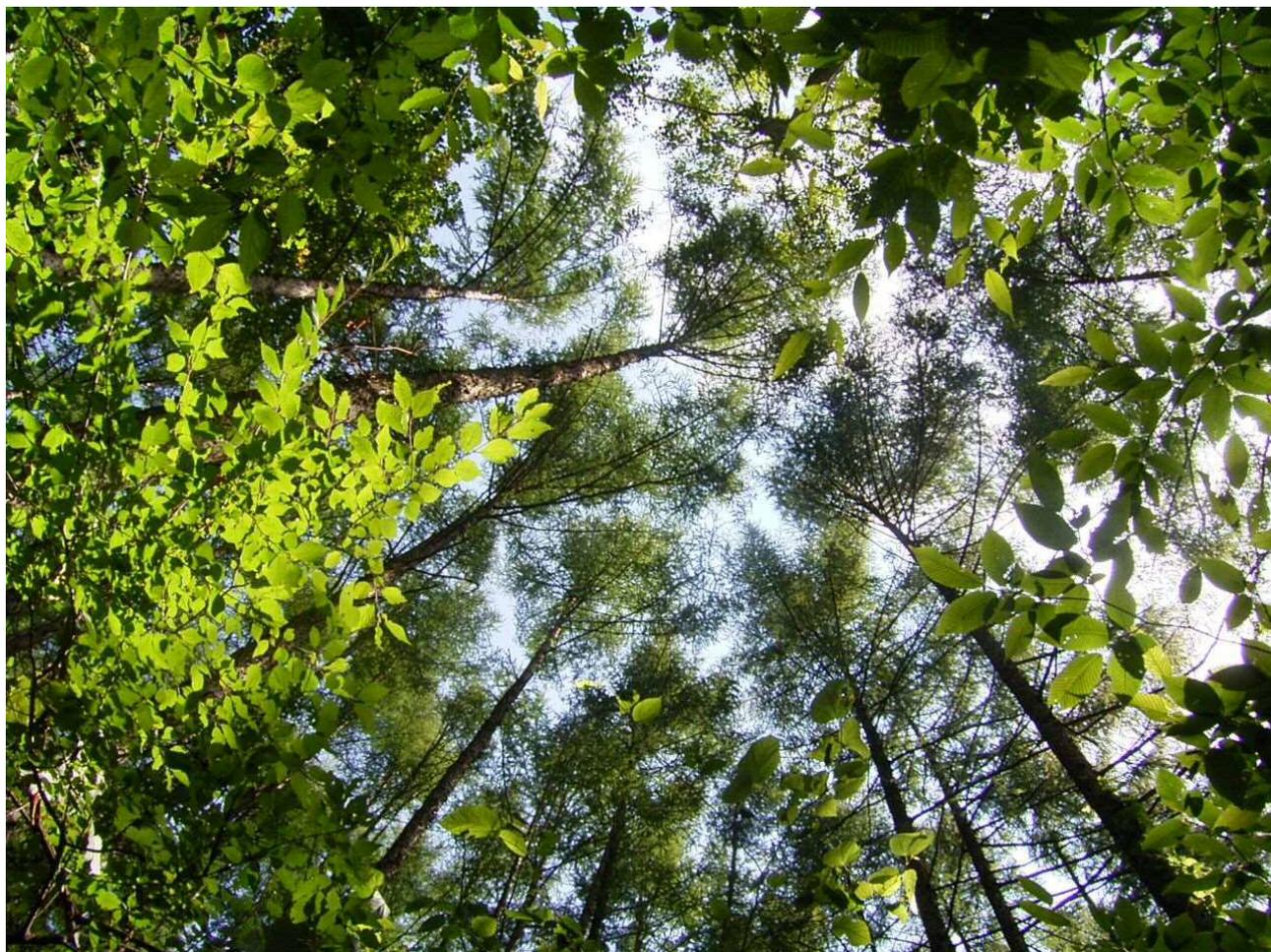


森林環境保全基金事業

第2期計画（案）

～やまなしの森林をみんなで守り育て、
次世代につなげる森林環境税の取り組み～



平成28年9月

山 梨 県

はじめに

県では、土砂災害の防止や洪水の緩和、地球温暖化防止などの公益的機能を持つ本県の貴重な財産である森林を、県民全体で守り育て、次の世代に引き継ぐために、平成24年4月から「森林及び環境保全に係る県民税」を創設し、各種事業を実施してきました。

この事業実施にあたって、「多様な公益的機能の維持・増進を図る森づくり」「木材・木質バイオマスの利用促進」「社会全体で支える仕組み」の3つの基本施策を掲げて取り組んでまいりました。

「多様な公益的機能の維持・増進を図る森づくり」では、森林の持つ多様な公益的機能の維持・増進を図るため民有林の間伐などを実施し、概ね整備目標面積を達成する見通しです。「木材・木質バイオマスの利用促進」では、学校施設等に県産材を使用した学習用備品を導入するための経費の助成を、「社会全体で支える仕組み」では、環境教育の一環として行う森林体験活動や民間団体等が行う森林整備活動に対する助成などを行い、健全な山梨の森づくりに向けた着実な成果を上げてきました。

森林環境税については、「森林及び環境の保全に係る県民税の特例に関する条例」の第4条において、条例施行後おおむね5年ごとに、この条例の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする旨規定されています。

このため、5年目となる本年度、これまでの事業の実績・効果の検証を行うとともに、今後の税のあり方について検討して参りました。検討にあたっては、事業効果の検証等に広く県民の意見を反映させるために設置した山梨県森林環境保全基金運営委員会を3回にわたり開催するとともに、山梨県森林審議会や県内4圏域で開催した県民説明会、市町村担当者会議など、幅広く意見をうかがう機会を設け、この度「森林環境保全基金事業 第2期計画」を取りまとめました。

今後は、本計画のもと、森林環境税の活用による更なる「健全な山梨の森づくり」を進めていきますので、皆様の御理解と御協力をお願いします。

目次

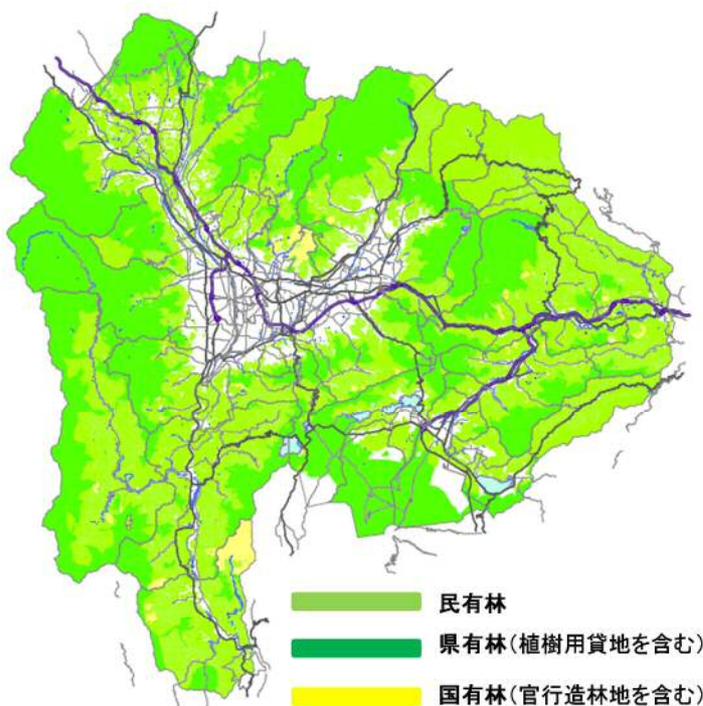
1	森林環境税導入の経緯	1
2	森林環境税の収入状況等	4
(1)	現在の税の仕組み	4
(2)	税収の推移	6
(3)	基金積立額等の推移	6
3	森林環境税を活用した取り組み ～第1期事業の検証～	7
(1)	多様な公益的機能の維持・増進を図る森づくり	7
(2)	木材・木質バイオマスの利用促進	11
(3)	社会全体で支える仕組み	12
4	森林環境税に関するアンケート調査	16
5	制度の継続についての考え方	18
(1)	第1期事業の成果	18
(2)	本県の民有林の状況	18
(3)	県民の意見	18
6	第2期計画策定にあたっての考え方	19
(1)	森林環境税を活用した事業の方向性	19
(2)	課税のあり方	19
(3)	税収の管理	20
(4)	計画の見直しの時期等	20
(5)	国の森林環境税導入に係る対応	20
7	第2期計画で取り組む事業	21
(1)	多様な公益的機能の維持・増進を図る森づくり	21
(2)	木材・木質バイオマスの利用促進	23
(3)	社会全体で支える仕組み	23
【 資料編 】		25

1 森林環境税導入の経緯

本県は、県土の約78%を森林が占める全国有数の森林県です。

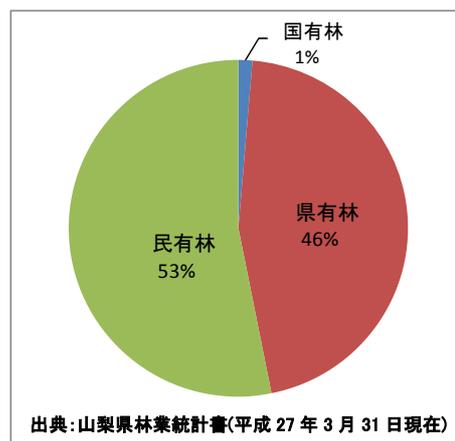
所有形態別では、国有林が4,645ha(1%)、県有林が158,243ha(46%)、民有林が184,676ha(53%)と、明治末期、大水害からの復興のため県内の入会御料地のすべて(約16万4千ha)が県に御下賜(明治44年)されたことにより、県内森林面積の内、県有林が占める割合が全国で最も高いことが本県の特徴となっています。

【 山梨県森林位置図 】



【 所有形態別森林面積 】

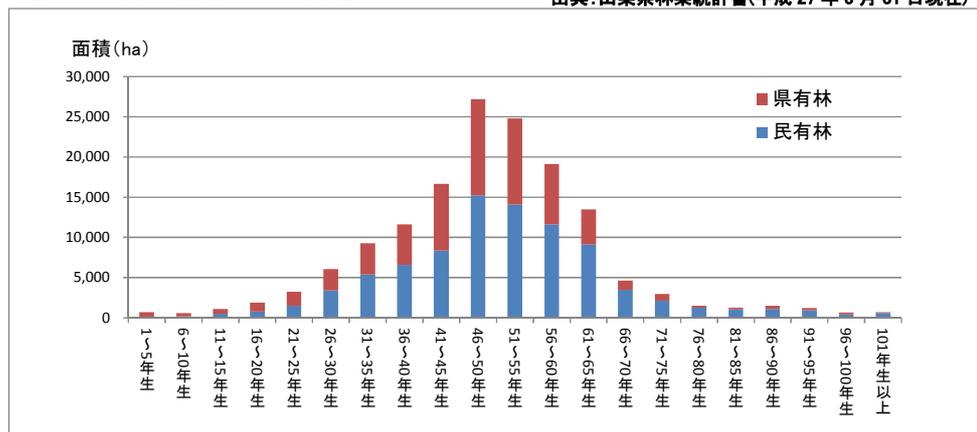
区 分	面積(ha)
国有林	4,645
県有林	158,243
民有林	184,676
私有林等	124,679
会社有林	8,653
財産区有林	8,140
市町村有林	11,288
東京都有林など	31,916
合 計	347,564



また、人工林は植栽から36年以上経過している森林が全体の85%を占め、戦後や高度経済成長期に植えられたものを中心に本格的な利用期を迎えています。

【 人工林の齢級別面積 】

出典:山梨県林業統計書(平成27年3月31日現在)



森林は、洪水や土砂災害から県土を保全して県民の生命や財産を守るとともに、二酸化炭素を吸収して地球温暖化を防止するなど、私たちの暮らしと切り離すことができない極めて重要な機能を有しています。

このような森林の持つ公益的機能の恩恵は、全ての県民が享受しており、山梨の森林は、何ものにも代えがたい貴重な財産であり、将来にわたり良好な状態に維持する必要があります。

しかし、社会経済環境の変化に伴い、私有林の多くは手入れが行き届かないため、荒廃が進み、森林の持つ多様な公益的機能が十分に発揮できなくなる恐れが生じています。

こうしたことから、県民の暮らしを支えるかけがえのない山梨の森林を、健全な姿で未来に引き継いでいくため、平成21年、学識経験者や専門家等で構成する「環境と森づくりを考える税制懇話会」を設置し、荒廃が進んでいる私有林の整備に関して新たな費用負担原則のもとでの公的関与や県民等の参加のあり方について検討が行われました。その結果、豊かな環境を守り育てていくためには、「多様な公益的機能を有する森林を守り育て、次の世代に引き継ぐとともに、低炭素社会の実現に向けた総合的な取り組みを一層推進していく必要がある」と、こうした取り組みは、森林所有者や林業関係者など一部の人の自助努力のみに委ねるのではなく、これからは、県民全体で取り組んでいくことが重要である。」ことが報告書として取りまとめられました。

こうした報告書やアンケート調査結果、県内4地域で開催した意見交換会における県民の方々の意見や、県議会での議論等を踏まえ、県では「森林及び環境の保全に係る県民税の特例に関する条例」を制定し、平成24年4月から森林環境税を導入しました。



【参考】 森林が有する多様な機能

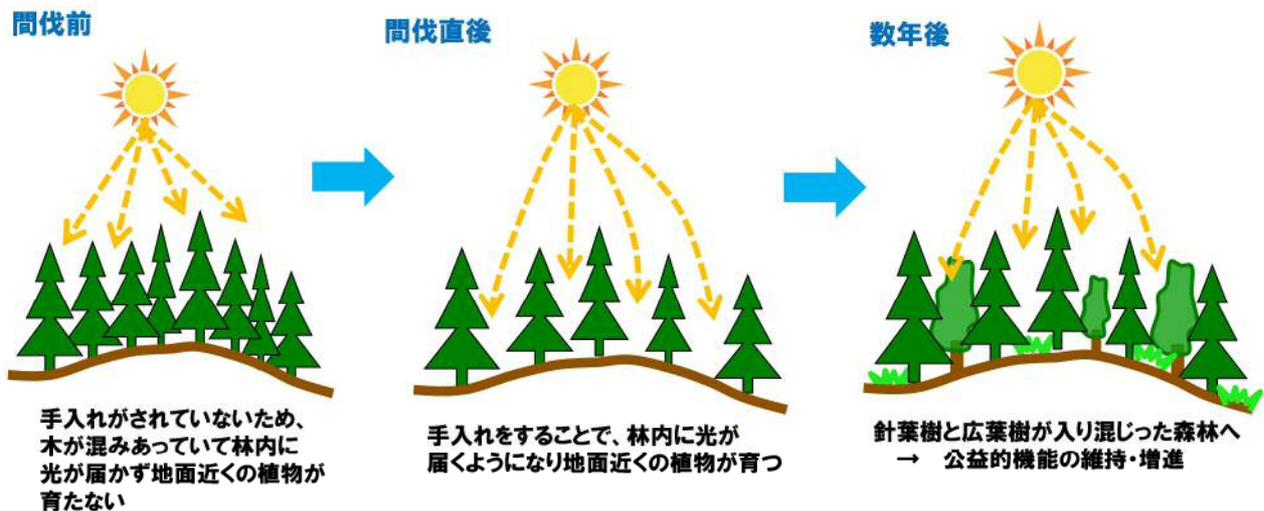
森林には、いろいろな働き（多面的機能）があり、私たちの生活に深く関わっています。

○主な機能



【参考】 森林が持つ多面的な機能を発揮させるための荒廃森林の整備

木材価格の低迷や山村地域の過疎化、高齢化が進行したことにより、山梨の民有林の多くは手入れができずに荒廃していますが、荒廃森林再生事業により、「元気な森林」がよみがえります。



2 森林環境税の収入状況等

(1) 現在の税の仕組み

① 課税方式

県民全体で支える「健全な山梨の森づくり」を進めるために必要な費用を、県民が等しく負担するという税導入の趣旨に基づき、既存の県民税均等割に上乗せする形で負担いただく『県民税均等割超過課税方式』を採用しています。

② 対象者

個人：県民税均等割を納めている方

1. 県内に住所のある個人
2. 県内に事務所や事業所又は家屋敷を持ち、その事務所などのある市町村内に住所がない個人

※ 次のいずれかに該当する方は課税されません。

1. 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
2. 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で前年の合計所得金額が125万円以下だった人
3. 前年の合計所得金額が次の計算式以下の人
市町村の条例で定める額×(控除対象配偶者+扶養親族の数+1)+加算額(市町村の条例で定める額)

※3の加算額は、控除対象配偶者又は扶養親族がある場合のみ適用

法人：県民税均等割を納めている法人

1. 県内に事務所や事業所を有する法人
2. 県内に事務所や事業所はないが、寮、宿泊所、クラブ等を有する法人
3. 県内に事務所、事業所、寮などを有する法人でない社団や財団で代表者や管理人の定めのあるもののうち、収益事業を行うもの（収益事業を行わないものは非課税）

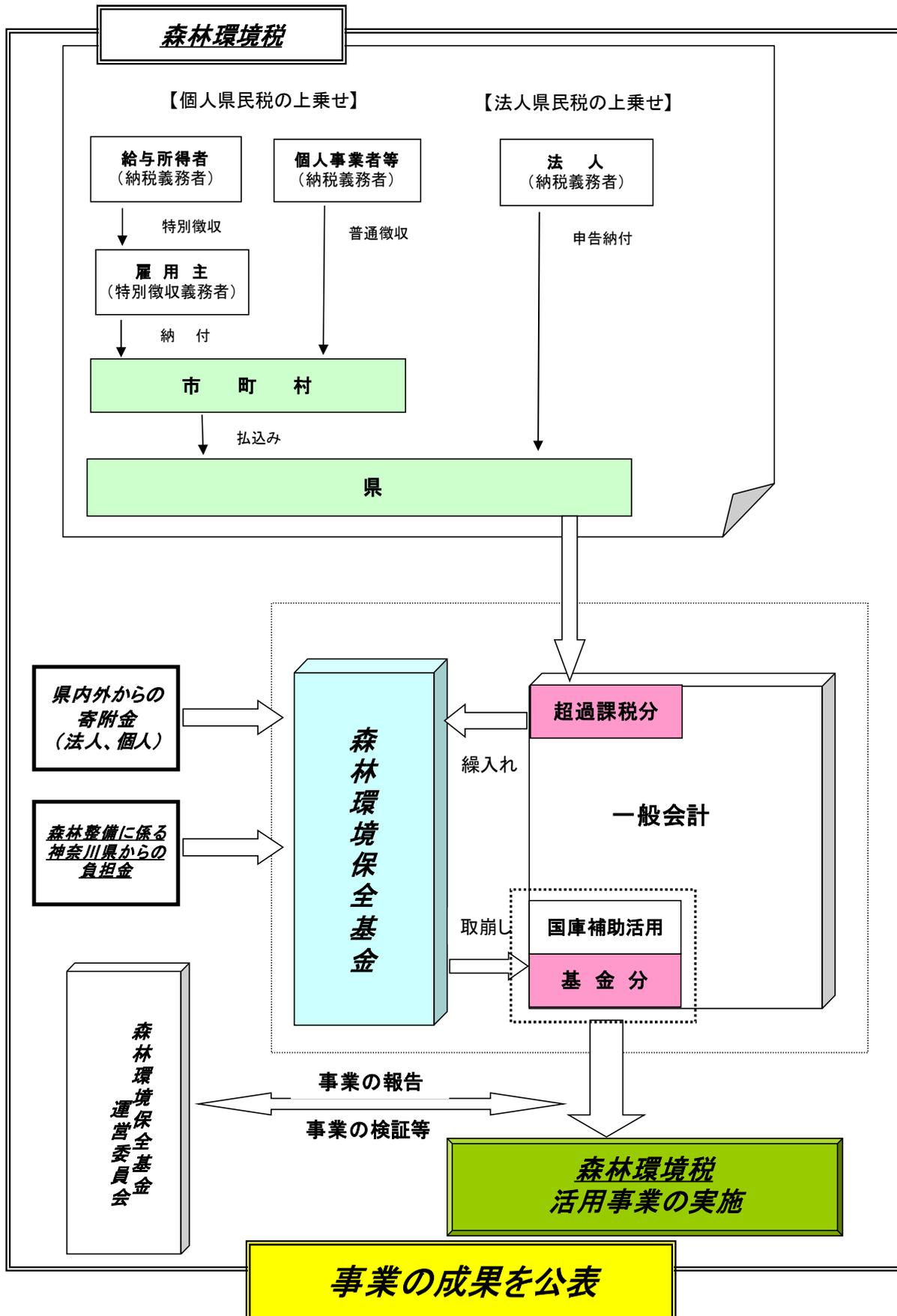
③ 税率

個人：年額500円

法人：均等割額の5%相当額

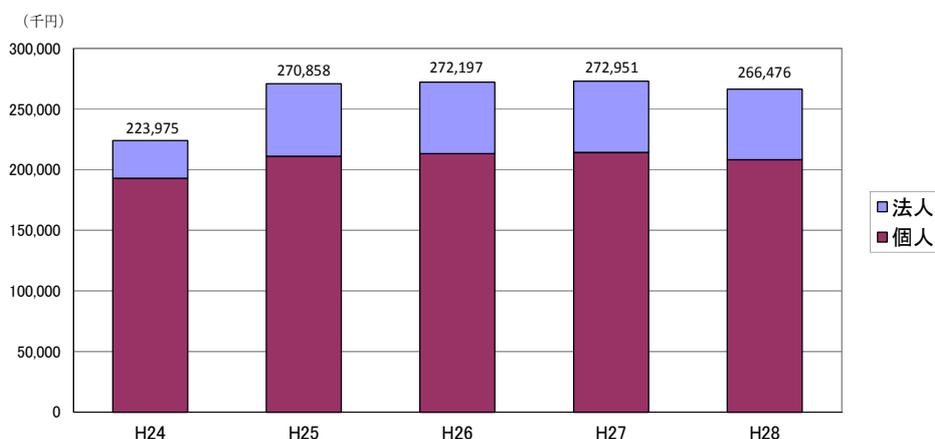
資本金等の額	均等割額	5%相当額
50億円超	800,000円	40,000円
10億円超～ 50億円以下	540,000円	27,000円
1億円超～ 10億円以下	130,000円	6,500円
1千万円超～ 1億円以下	50,000円	2,500円
1千万円以下等	20,000円	1,000円

○森林環境税の仕組み



(2) 税収の推移

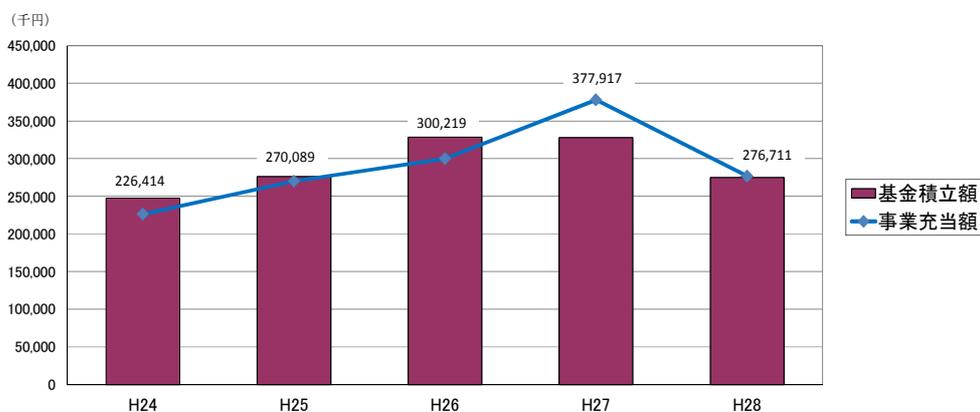
初年度の平成24年度は、平成24年3月31日までに事業年度が終了する法人が課税対象に含まれないことから、税収が低くなっているものの、25年度以降は概ね2億6千万円から2億7千万円で推移しています。



年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (見込)	計
税収	個人	192,832	211,057	213,210	214,164	1,039,471
	法人	31,143	59,801	58,987	58,788	266,987
	計	223,975	270,858	272,197	272,952	1,306,458
前年度比	—	120.9%	100.5%	100.3%	97.6%	—

(3) 基金積立額等の推移

超過課税により得られた税収は、既存の税収と用途を明確にするため、森林環境保全基金として管理することにより、森林整備等の目的に使われる仕組みになっています。



区分 \ 年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 (見込)	平成28年度 (見込)	計
基金積立額	245,617	276,139	328,680	327,695	275,030	1,453,161
事業充当額	226,414	270,089	300,219	377,917	276,711	1,451,350
基金残高	19,203	25,253	53,714	3,492	1,811	—

※ 基金積立額には、神奈川県負担金・運用益を含む

3 森林環境税を活用した取り組み ～第1期事業の検証～

県では、森林環境税を活用して取り組む事業として、以下の3つの基本施策を掲げて事業を実施してきました。

(1) 多様な公益的機能の維持・増進を図る森づくり

(2) 木材・木質バイオマスの利用促進

(3) 社会全体で支える仕組み

森林環境税活用事業の事業費一覧

(単位：千円)

基本施策	計画	24年度 実績	25年度 実績	26年度 実績	27年度 (見込)	28年度 (見込)	計
(1) 多様な公益的機能の 維持・増進を図る森づくり	2,328,500	219,690	298,695	714,096	726,446	507,973	2,466,900
(2) 木材・木質バイオマスの 利用促進	15,000	1,500	2,100	2,992	3,032	4,500	14,124
(3) 社会全体で支える仕組み	80,578	9,008	3,458	4,936	5,322	6,568	29,292
事業費 総計	2,424,078	230,198	304,253	722,024	734,800	519,041	2,510,316

※ 神奈川県との共同事業分を含む

(1) 多様な公益的機能の維持・増進を図る森づくり

① 荒廃森林再生事業

【事業内容】

- ・ 荒廃した人工林を間伐し、針葉樹と広葉樹が混じり合った森林に誘導しました。
- ・ 急傾斜地等で林内に放置することが適当でない箇所での伐倒木の集積を行いました。
- ・ 獣害の発生している地域では、残存木の保護対策を実施しました。
- ・ 間伐を実施するために必要な森林作業道開設、既設作業道等補修を行いました。

【実績】

- 人件費の上昇や獣害対策経費の増大等がありましたが、最終的な実施面積は、計画の83%となる見通しです。

(単位：百万円、ha)

	計画	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (見込)	28年度 (見込)	計
事業費	1,945.6 (138.0)	169.5 (21.9)	222.7 (3.5)	567.7 (46.0)	580.0 (48.8)	438.6 (17.8)	1,978.5 (138.0)
実施面積	4,640 (640)	312 (66)	426 (12)	1,031 (217)	1,229 (207)	873 (41)	3,871 (543)

※ () 内は、共同事業による神奈川県負担分であり、内数

【効果】

- 間伐の実施前より森林内が明るくなったことにより、植被率（地面を植物が覆っている面積割合）が増加しました。
- また、林内にはコナラ、ケヤキ、クマシデ、ミズナラ、アオダモ、ミヤマザクラなどの高木性の広葉樹の増加もみられ、針葉樹と広葉樹が混じり合った森林への推移が図られています。

【実施状況】



実施前



実施後



実施前



実施後

② 里山再生事業

【事業内容】

- ・ 長期間放置され、草木や竹の繁茂により荒廃した里山林において、不用木や侵入竹の除去・林内集積を行いました。

【実績】

- ・ 最終的な実施面積は、計画の107%となる見通しです。

(単位：百万円、ha)

	計画	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (見込)	28年度 (見込)	計
事業費	118.8	10.9	28.9	75.3	65.9	38.3	219.3
実施面積	500	28	79	151	171	105	534

【効果】

- ・ 不用木や侵入竹の除去・集積により、人と野生鳥獣との棲み分けや里山景観の保全等が図られました。

【実施状況】



実施前



実施後



実施前



実施後

③ 広葉樹の森づくり推進事業

【事業内容】

- 天然更新が困難など、伐採後に森林の状態に回復していない林地などにおいて広葉樹を植栽しました。
- シカ等による苗木の食害を防止するための植栽木の保護を行いました。

【実績】

- 最終的な実施面積は、計画の81%となる見通しです。

(単位：百万円、ha)

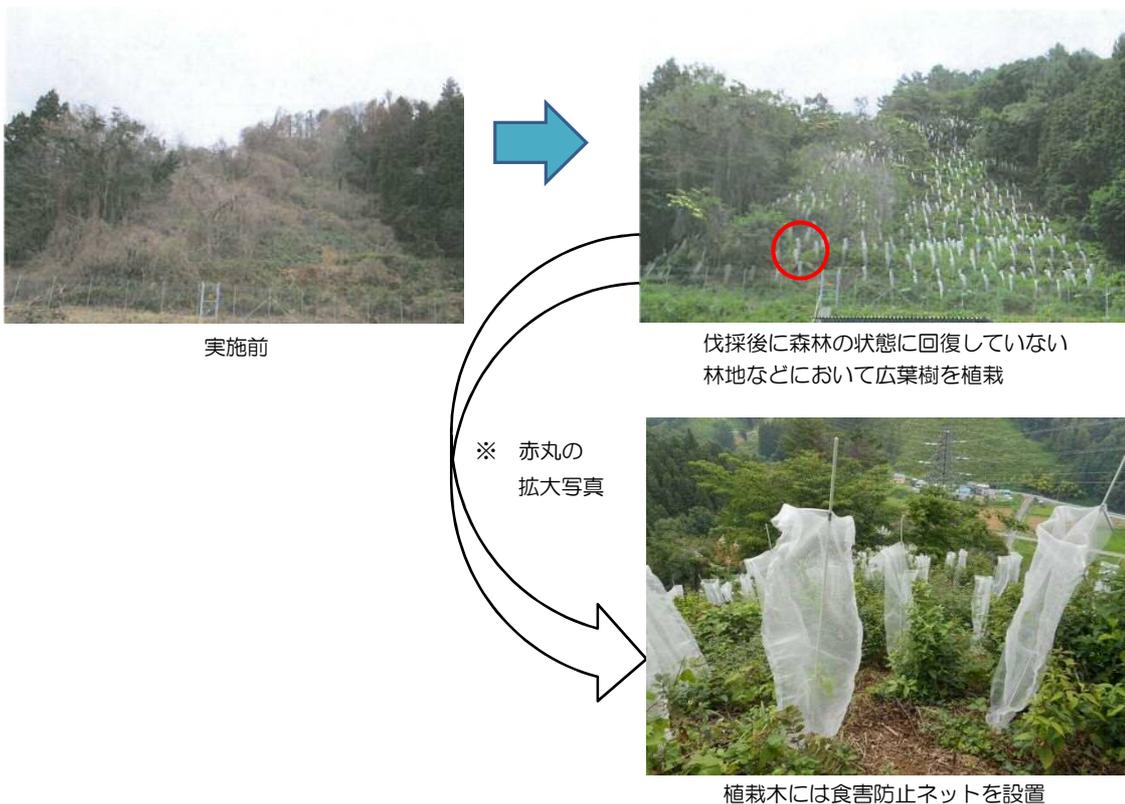
	計画	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (見込)	28年度 (見込)	計
事業費	264.1 (12.6)	39.3 (3.3)	47.1 (3.0)	71.1 (5.4)	80.5 (0.9)	31.1 (0)	269.1 (12.6)
実施面積	105 (5)	13 (2)	12 (1)	20 (2)	20 (0)	20 (0)	85 (5)

※ () 内は、共同事業による神奈川県負担分であり、内数

【効果】

- 広葉樹の植栽により、森林への回復が進みました。
- 食害防止ネットの設置により、植栽木がシカ等による食害から守られ、植栽木の約9割が根付くとともに、健全に生育していることが確認されました。

【実施状況】



(2) 木材・木質バイオマスの利用促進

① 甲斐の木づかい推進事業

【事業内容】

- 日常的に木に触れ、木の良さを知っていただくことにより県産材の利用促進を図るため、学校施設等に県産材を使用した学習用備品を導入するための経費を助成しました。

【実績】

- 最終的な木製備品の導入数は、計画を上回る138%の進捗となる見通しです。
(単位：百万円、組)

	計画	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (見込)	28年度 (見込)	計
事業費	15.0	1.5	2.1	3.0	3.0	4.5	14.1
導入数	500	50	70	166	185	221	692

【効果】

- 子ども達からは、「木の温かみを感じられ、落ち着いて勉強できる」といった感想が寄せられるなど、木の良さを実感する機会を提供することにより、木製品を利用する意識が醸成されました。
- 公共性の高い学校施設への机・椅子などの木製品の導入は、県産材木製品の大きなPRになっています。

【実施状況】



(3) 社会全体で支える仕組み

① 県民参加の森林づくり推進事業

地球温暖化防止、水源かん養など森林の持つ様々な機能を多くの県民に理解していただき、県民参加の森づくりを進めるための普及啓発事業を実施しました。

森林整備現場見学会の開催

森林環境税がどのように利用されているのか、県民の皆さんに実感していただく機会として森林整備現場見学会を開催しました。



高性能林業機械による伐倒作業デモンストレーション

森林環境税を活用した事業に係る情報誌の発行

情報誌「木もれ日」(20,000部)を発行し、市町村や学校、金融機関等に配布するとともに、県ホームページに公表しました。



情報誌「木もれ日」

木質バイオマス普及啓発イベントの開催

家庭用木質バイオマス設備の展示・説明会等を実施しました。



木質バイオマス利用体験教室



ペレットストーブの展示・説明会

② 森林体験活動支援事業

【事業内容】

- 子どもたちが、森林の中で様々な体験活動を行い、森づくりの重要性や必要性を学ぶことで、将来にわたり森林を守っていく心を育むことを目的に、教育機関等が、学校林や森林公園等で森林環境教育の一環として行う森林体験活動に対し助成しました。

【実績】

- 最終的な実施機関の数は、計画の123%となる見通しです。

(単位：百万円、機関)

	計画	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (見込)	28年度 (見込)	計
事業費	7.0	1.0	1.7	2.3	2.3	2.4	9.7
実施機関	56	6	11	18	17	17	69

【効果】

- 事業を行った保育園からは、「森林体験活動を子ども達と楽しむ中で、保育士の知識も広がり、保育に生かすことができた」といった感想が寄せられるなど、自主的・継続的な森林環境教育の実施へと繋がっています。

【実施状況】



巣箱作り



原木しいたけ栽培体験



獣害防除作業の体験



森林のはたらきの学習

③ 地域の森づくり活動支援事業

【事業内容】

- ・ 県民が、森づくり活動を通じて森林の果たしている役割についての理解を深めることにより、社会全体で森林を守り育てる気運を醸成することを目的に、山梨県内に事務所を有するNPO等民間団体が行う森林整備活動に対し助成しました。

【実績】

- ・ 平成25年度から内容が重複する国の補助事業が創設されており、最終的な実施団体の数は、計画の40%となる見通しです。

(単位：百万円、団体)

	計画	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (見込)	28年度 (見込)	計
事業費	50.0	0.9	0.3	0.9	0.9	0.5	3.5
実施団体	68	7	2	7	7	4	27

【効果】

- ・ 参加者からは、「今後も、税事業で地域の森林整備を進めていきたい」といった感想が寄せられるなど、森林施業体験を通じて地域全体で森林を守り育てる気運の醸成が図られました。

【実施状況】



植樹



植生保護柵の設置



下刈り



間伐木の運搬・搬出

④ 森林環境保全基金運営委員会開催費

森林環境保全基金運営委員会の開催

事業の効果の検証等に広く県民の意見を反映させるため、山梨県森林環境保全基金運営委員会を設置しました。



委員による現地視察



基金運営委員会の開催

事業効果検証モニタリング調査

森林環境税を活用した森林整備事業の実施により、どのような効果が現れたのかを検証するために、モニタリング調査を実施しました。

○光環境調査：間伐により林内に入る光がどれだけ増えるかを調査



○植栽木調査：調査区内の植栽木の樹高、根元径を測定し、経年変化を調査



○土壌移動量調査：土砂流出量の経年変化を調査



○植生・更新調査：間伐により地面近くの植物量がどれだけ増えるかを調査



4 森林環境税に関するアンケート調査

県民の森林や森林環境税に対する基本的な認識や考え方を把握し、森林環境税を活用した事業等の見直しの参考とすることを目的に、県政モニター、企業を対象とした森林環境税に関するアンケート調査を実施しました。

※ 調査対象者：県政モニター397人、企業410社

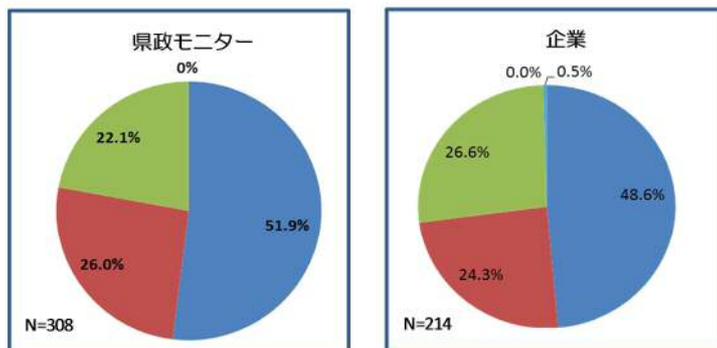
【調査結果の概要】

- 森林が様々な公益的機能を果たしていることについて、「かなり知っていた」「一部でも知っていた」と回答した方が、県政モニター、企業とも7割以上に達しました。

また、山梨県の民有林の多くが荒廃し、森林の多面的な機能等に支障が生じていることを「知っていた」「聞いたことはある」と回答した方が、県政モニターで8割、企業でも7割にのぼり、県民の森林への関心の高さがうかがえます。

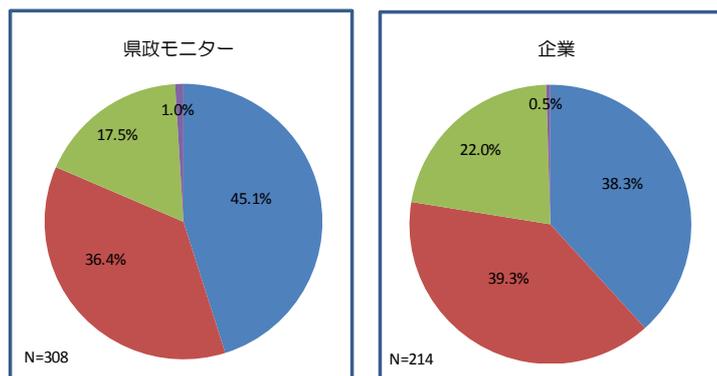
森林の公益的機能に関する認知度

- 森林が果たす役割の内容をかなり知っていた
- 森林が果たす役割の内容を一部でも知っていた
- 森林が様々な役割を果たしていることは知っていた
- 森林の果たす役割を全く知らなかった
- 未回答



山梨県の民有林の多くが荒廃し、多面的機能に支障が生じていることの認知度

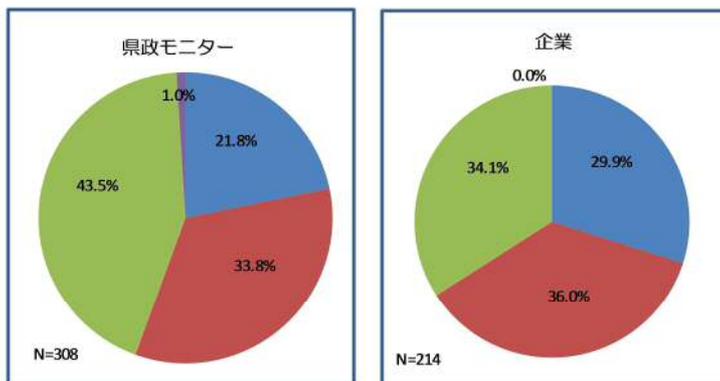
- 知っていた
- 聞いたことはある
- 全く知らなかった
- 未回答



- 森林環境税について、県政モニターで約4割、企業で約3割が「全く知らなかった」と回答するなど、県民全体に認知されていない状況にあるものの、森林環境税による森林整備などの取り組みについて、県政モニターで9割、企業で8割が「必要である」と回答され、事業の必要性について概ね県民の理解は得られていると推測されます。

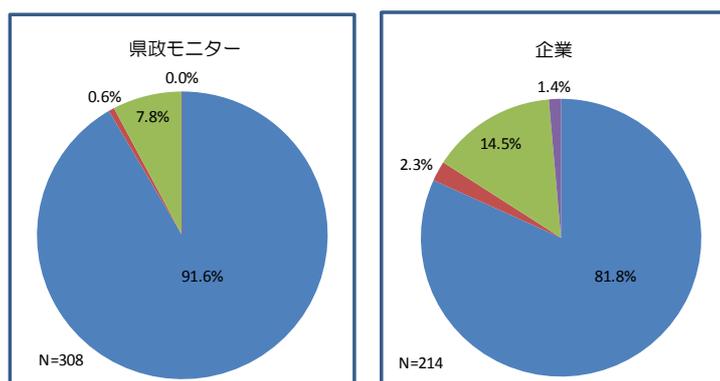
森林環境税の認知度

- 知っていた
- 聞いたことはある
- 全く知らなかった
- 未回答



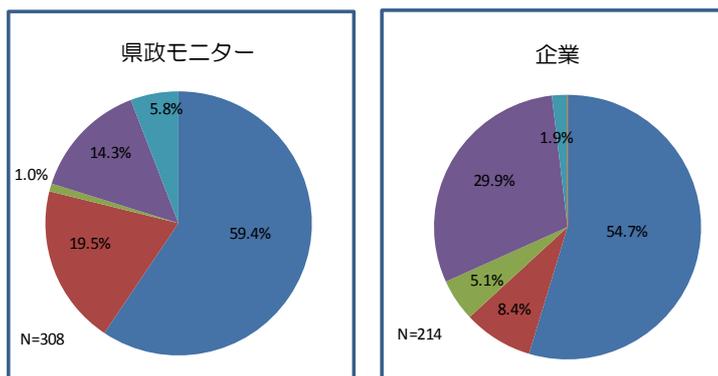
森林環境税による取り組みについて

- 必要である
- 必要でない
- わからない
- 未回答



- 森林環境税の制度を継続する場合、どの程度の負担が適切かとの問いに対し、県政モニターで約6割、企業で約5割が「現行を維持すべき」と回答しました。

- 現行（500円（モニター））（5%（企業））を維持すべき
- 金額を引き上げるべき（年額 円（モニター））（年額均等割額の %（企業））
- 金額を引き下げるべき（年額 円（モニター））（年額均等割額の %（企業））
- わからない
- その他（ ）



5 制度の継続についての考え方

(1) 第1期事業の成果

県では、「多様な公益的機能の維持・増進を図る森づくり」「木材・木質バイオマスの利用促進」「社会全体で支える仕組み」の3つの基本施策に基づく事業を展開してきました。

その結果、荒廃森林整備により森林の持つ公益的機能の維持・増進や、県産材の利用促進、地域の方々が実施する森林体験活動や森林整備活動の広がりなど、「健全な山梨の森づくり」に向けた一定の成果を上げてきました。

(2) 本県の民有林の状況

本県の一部の民有林は、間伐等の整備に係る費用を林業経営で賄うことが困難な状況であったことから、県では、この解消に積極的に支援してきたところであり、森林環境税導入後の第1期事業においても、約3,900haの荒廃森林を整備しましたが、依然として多くの荒廃した民有林が存在しています。

荒廃した里山林は野生鳥獣のすみかとなり、農林業への被害が恒常化しています。

戦後造林された人工林を中心に本格的な利用期を迎えています。木材価格の低迷等により、引き続き森林所有者の自助努力だけでは全ての荒廃森林を解消することは厳しい状況です。

(3) 県民の意見

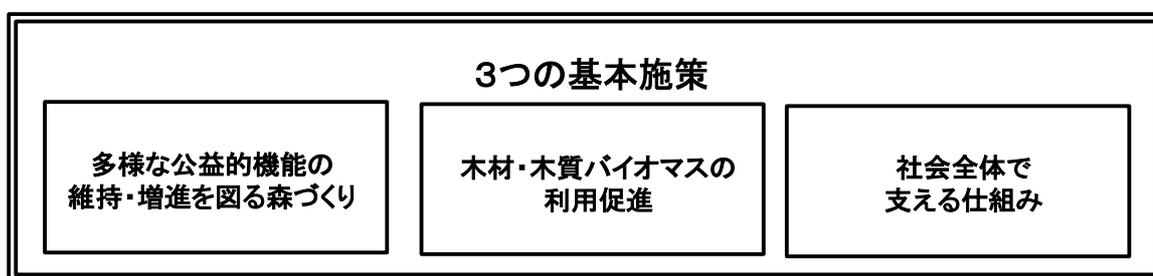
森林環境税に関するアンケート調査の結果、県民の森林への関心の高さが伺える結果となりました。また、森林環境税については、県民全体に認知されていない状況にあるものの、森林環境税による森林整備などの取り組みの必要性について、概ね県民の理解が得られていると推測される結果でした。

こうした点を踏まえ、公益的機能を有する森林を、世代を超え、県民全体で守り育てていくという理念に基づいた、森林環境税の制度を継続する必要があると判断しました。

6 第2期計画策定にあたっての考え方

(1) 森林環境税を活用した事業の方向性

県ではこれまで、「多様な公益的機能の維持・増進を図る森づくり」「木材・木質バイオマスの利用促進」「社会全体で支える仕組み」の3つの基本施策に基づき事業を行ってきましたが、各施策にわたって概ね計画どおりの実績を達成できる見通しであり、一定の成果を上げられたことから、引き続き第2期計画においても、この3つの基本施策に基づき事業を実施します。



(2) 課税のあり方

本県では、第1期計画期間中の課税方式として、「県民税均等割超過課税方式」を採用し、税率は個人が年額500円、法人が均等割額の5%相当額を採用してきました。

第2期計画期間中の課税方式、税率を検討するにあたって、次の3つの点を踏まえ、検討しました。

① 安定的な財源の確保

林業を取り巻く状況が依然として厳しい中において、森林の持つ公益的機能を維持・増進するためには、今後も引き続き荒廃森林再生事業などを実施していく必要があり、こうした事業を確実に実施していくためには、安定的な財源を確保する必要があります。

② 県民の広く公平な税負担

本県の貴重な財産である森林が有する公益的な機能の恩恵は、全ての県民が享受しています。また、本県の森林環境税の制度につきましては、県民全体で支える「健全な山梨の森づくり」を進めるために導入されたものであり、必要な費用については、県民に等しく費用負担を求めることが適当であると考えられます。

③ 森林環境税に関するアンケート調査結果

県政モニター、企業を対象とした森林環境税に関するアンケート調査結果によると、制度を継続する場合、どの程度の負担が適当と思うかとの問いに対し、税額は現状を維持すべきとの回答が約6割と、過半数を占めました。

以上の点を踏まえ、総合的に検討した結果、第2期計画期間中の課税方式、税率ともに現行を維持することとします。

(3) 税収の管理

森林環境税の収入と使途の関係を明確にするため、税収は今後も森林環境保全基金に積み立て、適切に運用していきます。

(4) 計画の見直しの時期等

計画の見直し時期については、引き続き、第2期計画開始後、5年を目途として事業を実施した効果や森林を取り巻く状況等を見極めた上で、制度の点検・見直しを実施します。また、その際の基礎資料とするため、民有林内の人工林を対象とした調査を実施することとします。

(5) 国の森林環境税導入に係る対応

国では、継続的に森林整備を実施するための安定財源を確保するため、森林環境税（仮称）の導入を検討中です。

今後、国の動向を注視しながら、本県の森林環境税の制度運用についても、適時適切に対応していきます。

7 第2期計画で取り組む事業

(1) 多様な公益的機能の維持・増進を図る森づくり

税事業の柱として引き続き推進していきます。

① 荒廃森林再生事業

- ・ 荒廃した人工林を間伐し、針葉樹と広葉樹が混じり合った森林に誘導します。
- ・ 林内に放置することが適当でない箇所での伐倒木の集積を行います。
- ・ 獣害発生地域における残存木の保護対策を実施します。
- ・ 間伐を実施するために必要な森林作業道開設や、既設作業道等の補修を行います。

※1期実績並の面積を確保するため、1期を上回る事業費を充当することとします。

② 里山再生事業

- ・ 長期間放置され、草木や竹の繁茂により荒廃した里山林における不用木や侵入竹の除去・林内集積を実施します。

※第1期計画並の面積を確保することとします。

③ 広葉樹の森づくり推進事業

- ・ 天然更新が困難など、伐採後に森林の状態に回復していない林地において公益的機能の発揮を図るため、広葉樹植栽を実施します。
- ・ シカ等による苗木の食害を防止するための植栽木保護を行います。

※より優先順位の高い民有林において実施することとし、実施対象を見直します。

■ 森林所有者の行為の制限等

県民全体で取り組む「健全な山梨の森づくり」を推進するにあたっては、県民の負担に見合った森林の公益的機能の発揮を担保する必要があります。

このため、森林所有者や森林組合等林業事業体と県との協定締結により、森林の皆伐や転用等に関する所有者の行為を一定期間制限することとします。

(荒廃森林再生事業を行う場合)

- ・ 20年間の皆伐及び下層木の伐採等表土を流出させるおそれのある行為の禁止
- ・ 30年間の林地の転用の禁止

(里山再生事業を行う場合)

- ・ 20年間の針葉樹の植栽等による用材生産を目的とした人工林への転用の禁止
- ・ 30年間の林地の転用の禁止

(広葉樹の森づくり推進事業を行う場合)

- ・ 30年間の皆伐及び下層木の伐採等表土を流出させるおそれのある行為（保育以外）の禁止
- ・ 40年間の林地の転用の禁止

(共通事項)

- ・ 協定違反があった場合等には、補助金相当額の返還を義務づけ
- ・ 所有者等移転の場合、協定を継承 など

④ 神奈川県との共同事業

- ・ 神奈川県民の重要な水源となっている桂川・相模川流域において行ってきた森林整備、桂川清流センターにおける水質浄化の取り組みを引き続き実施します。
- ・ 共同事業の経費のうち、森林整備に係る費用については、引き続き森林環境保全基金に繰り入れ、管理することとします。

(2) 木材・木質バイオマスの利用促進

森林資源の有効利用を推進します。

① 甲斐の木づかい推進事業

- ・学校施設等に県産材を使用した学習用備品を導入するための経費の一部を助成します。

※第1期実績並の事業費を確保します。

(3) 社会全体で支える仕組み

県民参加の森づくりを進めるための普及啓発事業等を実施します。

① 県民参加の森林づくり推進事業

- ・森林整備現場見学会を開催します。
- ・森林環境税を活用した事業に係る情報誌を発行します。
- ・木質バイオマス普及啓発イベントを開催します。

※森林環境税について一層の周知を図るためPR経費を増額することとします。

② 森林体験活動支援事業

- ・教育機関等が、学校林や森林公園等で森林環境教育の一環として行う森林体験活動に対する助成を行います。

※第1期実績並の事業費を確保することとします。

③ 森林環境保全基金運営委員会開催費

- ・山梨県森林環境保全基金運営委員会の開催、事業効果を検証するためのモニタリング調査を実施します。

※第2期計画終了時を見据え、税事業の点検、見直しを行う際の基礎資料とするため荒廃森林の状況などに関する調査を実施します。

■ 森林環境保全基金事業(平成29年度～33年度 5ヶ年計画):計画案

施策	事業内容	目標	総事業費 (千円)	国費等(千円)	森林環境税 (千円)	備考																						
多様な公益的機能の維持・増進を図る森づくり	(1) 荒廃森林再生事業 補助率 10/10 <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>対象 (ha)</th> <th>標準単価(千円)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>間伐 ①間伐【継続】</td> <td>3,430ha</td> <td>477</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>②間伐+林内集積【継続】</td> <td>420ha</td> <td>579</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>3,850ha</td> <td></td> </tr> <tr> <td>森林作業道(開設)【継続】</td> <td>67,400m</td> <td>3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>森林作業道(維持補修)【継続】</td> <td>5,800m</td> <td>1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	内容	対象 (ha)	標準単価(千円)	備考	間伐 ①間伐【継続】	3,430ha	477		②間伐+林内集積【継続】	420ha	579	小計	3,850ha		森林作業道(開設)【継続】	67,400m	3		森林作業道(維持補修)【継続】	5,800m	1		3,850ha ※うち神奈川県負担分364ha	2,088,070	974,826 ※うち神奈川県負担分87,396千円	1,113,244	○荒廃した民有林3,850haを対象 770ha×5年=3,850ha ○実施主体:森林組合等林業事業者、市町村等(事業内容により要件あり) ・事業実施にあたっては、協定を締結
	内容	対象 (ha)	標準単価(千円)	備考																								
	間伐 ①間伐【継続】	3,430ha	477																									
②間伐+林内集積【継続】	420ha	579																										
小計	3,850ha																											
森林作業道(開設)【継続】	67,400m	3																										
森林作業道(維持補修)【継続】	5,800m	1																										
里山林の再生	(2) 里山再生事業 補助率 10/10 <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>対象 (ha)</th> <th>標準単価(千円)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>除伐等【継続】</td> <td>490ha</td> <td>378</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>侵入竹の除去【継続】</td> <td>10ha</td> <td>1,960</td> </tr> </tbody> </table>	内容	対象 (ha)	標準単価(千円)	備考	除伐等【継続】	490ha	378		侵入竹の除去【継続】	10ha	1,960	500ha	204,820	87,048	117,772	○農地や人家、道路等に近接している特に緊急に整備が必要な里山林500haを対象 100ha×5年=500ha ○実施主体:森林組合等林業事業者、市町村等(事業内容により要件あり) ・事業実施にあたっては、協定を締結											
内容	対象 (ha)	標準単価(千円)	備考																									
除伐等【継続】	490ha	378																										
侵入竹の除去【継続】	10ha	1,960																										
広葉樹の森づくり	(3) 広葉樹の森づくり推進事業 補助率 10/10 <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>対象 (ha)</th> <th>標準単価(千円)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広葉樹植栽(民有林)【継続】</td> <td>40ha</td> <td>3,674</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>公益的機能を増進するための広葉樹植栽(県有林)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	内容	対象 (ha)	標準単価(千円)	備考	広葉樹植栽(民有林)【継続】	40ha	3,674		公益的機能を増進するための広葉樹植栽(県有林)	—	—	40ha ※うち神奈川県負担分5ha	146,960	75,062 ※うち神奈川県負担分12,604千円	71,898	○天然更新が困難など、伐採後に森林の状態に回復していない林地40haを対象 8ha×5年=40ha ○実施主体:森林組合等林業事業者、市町村等(事業内容により要件あり) ・事業実施にあたっては、協定を締結											
内容	対象 (ha)	標準単価(千円)	備考																									
広葉樹植栽(民有林)【継続】	40ha	3,674																										
公益的機能を増進するための広葉樹植栽(県有林)	—	—																										
小計			2,439,850	1,136,936	1,302,914																							
木材・木質バイオマスの利用促進	(4) 甲斐の木づかい推進事業 補助率 1/2 <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>対象 (組)</th> <th>標準単価(千円)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学習用備品への助成【継続】</td> <td>470組</td> <td>60</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	内容	対象 (組)	標準単価(千円)	備考	学習用備品への助成【継続】	470組	60		470組	14,000	—	14,000	○94組×5年 ○実施主体:市町村(一部事務組合を含む)、学校法人、社会福祉法人等														
内容	対象 (組)	標準単価(千円)	備考																									
学習用備品への助成【継続】	470組	60																										
小計			14,000	—	14,000																							
社会全体で支える仕組み	(5) 県民参加の森林づくり推進事業費 <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>対象</th> <th>単価(千円)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>制度の周知、取り組む事業等の広報【継続】</td> <td>1式</td> <td>7,500</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>ペレットストーブ等の展示・説明会の開催等【継続】</td> <td>1式</td> <td>3,000</td> </tr> </tbody> </table>	内容	対象	単価(千円)	備考	制度の周知、取り組む事業等の広報【継続】	1式	7,500		ペレットストーブ等の展示・説明会の開催等【継続】	1式	3,000	1式	10,500	—	10,500	○森林整備現場見学会の開催、情報誌の発行等 ペレットストーブ等の展示・説明会の開催											
	内容	対象	単価(千円)	備考																								
	制度の周知、取り組む事業等の広報【継続】	1式	7,500																									
ペレットストーブ等の展示・説明会の開催等【継続】	1式	3,000																										
(6) 森林体験活動支援費補助金 補助率 10/10 <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>対象</th> <th>単価(千円)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育機関が行う森林体験活動への助成【継続】</td> <td>70機関</td> <td>150</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	内容	対象	単価(千円)	備考	教育機関が行う森林体験活動への助成【継続】	70機関	150		70機関	10,500	—	10,500	○14機関×5年 ○実施主体:小学校、保育所、幼稚園等															
内容	対象	単価(千円)	備考																									
教育機関が行う森林体験活動への助成【継続】	70機関	150																										
県民参画の仕組み	(7) 森林環境保全基金運営委員会開催費 <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>対象</th> <th>単価(千円)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>森林環境保全基金運営委員会の開催【継続】</td> <td>1式</td> <td></td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>事業効果検証モニタリング調査【継続】</td> <td>県内14箇所</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	内容	対象	単価(千円)	備考	森林環境保全基金運営委員会の開催【継続】	1式			事業効果検証モニタリング調査【継続】	県内14箇所		1式	16,110	—	16,110	○事業の効果の検証等に広く県民の意見を反映させるための委員会の開催、事業効果を検証するためのモニタリング調査、森林実態調査											
内容	対象	単価(千円)	備考																									
森林環境保全基金運営委員会の開催【継続】	1式																											
事業効果検証モニタリング調査【継続】	県内14箇所																											
小計			37,110	—	37,110																							
合計			2,490,960	1,136,936	1,354,024																							
年間			498,192	227,387	270,805																							

【 資料編 】

- 山梨県森林環境保全基金運営委員会設置要綱 26
- 山梨県森林環境保全基金運営委員会委員名簿、開催状況 27
- 事業効果検証のためのモニタリング調査 28
- 森林環境税に関するアンケート調査 30
- 森林整備に係る都道府県の独自課税の状況 40
- 森林及び環境の保全に係る県民税の特例に関する条例 41
- 山梨県森林環境保全基金条例 42

山梨県森林環境保全基金運営委員会設置要綱

(設置)

第1条 山梨県森林環境保全基金を財源として実施される事業の効果の検証等に広く県民の意見を反映させるため、「山梨県森林環境保全基金運営委員会(以下「委員会」という。)」を設置する。

(委員及び組織)

第2条 委員会は、知事が委嘱する委員8名以内をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 3 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、山梨県森林環境部森林環境総務課が行う。

(その他)

第6条 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させて、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月26日から適用する。

この要綱は、平成25年12月3日から適用する。

この要綱は、平成26年7月26日から適用する。

この要綱は、平成27年3月23日から適用する。

この要綱は、平成27年12月24日から適用する。

山梨県森林環境保全基金運営委員会委員名簿、開催状況

・第3期 山梨県森林環境保全基金運営委員会 委員名簿 (50音順・敬称略)

役職	氏名	所属機関等
委員	いまむら しばこ 今村 繁子	山梨県消費生活研究会連絡協議会 会長
委員	かわの あすま 河野 東	山梨県森林整備生産事業協同組合 理事長
委員長	しらいし のりひこ 白石 則彦	東京大学 大学院農学生命科学研究科 教授
委員長代理	たなか みづえ 田中 美津江	公益財団法人 オイスカ山梨県支部 事務局長
委員	ひなた はるこ 日向 治子	山梨県環境保全審議会 公募委員
委員	ほりこめ よしとも 堀込 美友	北社市 林政課長
委員	みやがわ しげる 宮川 滋	一般社団法人 山梨県法人会連合会 青年部会長
委員	みやざわ きょうこ 宮澤 恭子	山梨県森林審議会 公募委員

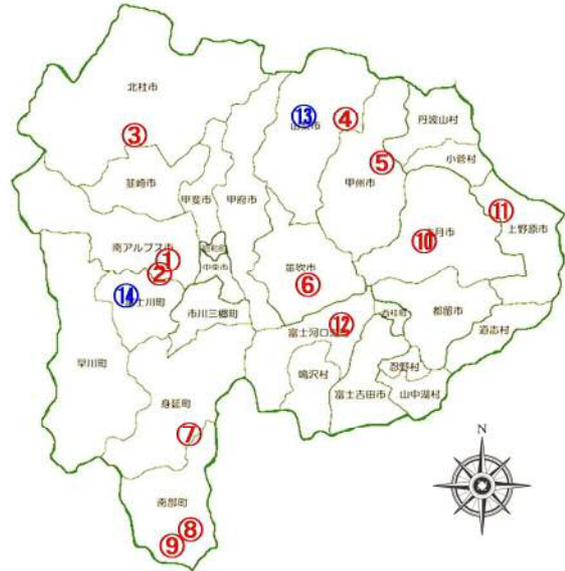
・山梨県森林環境保全基金運営委員会 開催状況

平成24年 7月26日	基金設置及び事業実施計画など
平成25年 3月21日	事業実施状況及び次年度計画など
平成25年 7月24日	基金の管理状況及び事業実施計画など
平成26年 3月13日	事業実施状況及び次年度計画など
平成26年 7月30日	事業実績及び基金の管理状況など
平成26年 11月 7日	現場視察及び事業実施状況など
平成27年 3月23日	事業実施状況及び次年度計画など
平成27年 12月24日	事業実績及び基金の管理状況など
平成28年 3月22日	事業実施状況及び次年度計画など
平成28年 5月26日	第1期計画の検証等について
平成28年 7月25日	森林環境保全基金事業 第2期計画素案について
平成28年 9月13日	森林環境保全基金事業 第2期計画案について

事業効果検証のためのモニタリング調査

調査箇所一覧・位置図

事業名	番号	箇所名
荒廃森林再生	①	南アルプス市上宮地
	②	南アルプス市平岡
	③	北杜市武川町三吹
	④	山梨市三富上釜口
	⑤	甲州市塩山上萩原
	⑥	笛吹市御坂町上黒駒
	⑦	南巨摩郡身延町清子枯上
	⑧	南巨摩郡南部町井出竹の沢
	⑨	南巨摩郡南部町福土池の山
	⑩	大月市笹子町黒野田屋影
	⑪	上野原市西原腰掛
	⑫	南都留郡富士河口湖町大石節待山
広葉樹の森づくり推進	⑬	山梨市牧丘町袖口袖口山
	⑭	南巨摩郡富士川町平林奥仙重



調査項目

・荒廃森林再生事業

1 毎木調査: 残存木の生育状況を調査

・20m×20mの調査区内の成立木の樹種、胸高直径等のデータを採取



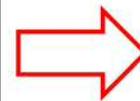
毎木調査状況(胸高直径の測定)

2 光環境調査: 開空度の経年変化を調査

・魚眼レンズ付カメラで樹冠方向の全天空写真を撮影し、開空度を測定
・事業実施前後に同じ場所、類似条件下で撮影し、開空度を比較



施業前の全天空写真



施業後の全天空写真

3 植生・更新調査: 植被率の経年変化を調査

・調査区内に1m×1mの枠を10箇所設け、写真を撮影し、下層植生が覆っている面積比率を算定



林床部に設置した調査枠内の状況

4 土壌移動量調査: 土砂流出量の経年変化を調査

・調査区内に土砂受け箱を設置し、内部に溜まった土砂の乾燥重量を測定



土砂受け箱設置状況

広葉樹の森づくり推進事業

1 活着状況の調査

・10m×10mの調査区内の植栽木の活着状況を目視で調査し、活着率を算定。



調査区の様子



生育状況の確認

2 根元径の測定

・調査区内の植栽木の根元径を測定し、経年変化を調査。



根元径の測定(植栽前)



根元径の測定(植栽後)

3 樹高の測定

・調査区内の植栽木の樹高を測定し、経年変化を調査。



苗木長の測定(植栽前)



樹高測定(植栽後)

調査結果一覧表

荒廃森林再生事業

各箇所における10調査区の平均値(発生木本種数は調査区全体の値)

番号	箇所名	光環境調査(開空度%)			植生・更新調査(植被率%) (下段:発生木本種数)			土壌移動量調査(移動量g)		
		H25 (実施前)	H26	H27	H25 (実施前)	H26	H27	H25 * (実施前)	H26	H27
①	南アルプス市上宮地	6.5%	10.8%	9.8%	2.3%	1.5%	3.9%	—	3.49	29.93
					11	14	20			
②	南アルプス市市岡	7.1%	11.2%	9.6%	5.1%	2.2%	3.4%	—	40.57	108.66
					6	11	7			
③	北杜市武川町三吹	8.5%	8.7%	9.6%	19.6%	28.0%	40.7%	21.74	140.93	13.18
					7	13	12			
④	山梨市三富上釜口	8.8%	10.0%	9.6%	2.6%	2.6%	2.0%	66.16	296.47	308.42
					12	14	15			
⑤	甲州市塩山上萩原	6.9%	9.4%	8.5%	0.8%	0.7%	0.7%	2.42	0.4	6.85
					7	13	12			
⑥	笛吹市御坂町上黒駒	8.0%	9.9%	8.9%	15.0%	9.4%	17.5%	0.56	1.05	11.81
					13	17	26			
⑦	南巨摩郡身延町清子枯上	6.3%	8.8%	11.4%	22.6%	26.5%	29.0%	45.31	35.25	85.21
					0	7	8			
⑧	南巨摩郡南部町井出竹の沢	7.1%	10.1%	9.5%	4.9%	9.1%	14.7%	104.64	44.68	143.66
					3	12	13			
⑨	南巨摩郡南部町福土池の山	7.5%	9.9%	9.9%	9.5%	17.5%	32.0%	—	185.18	160.48
					3	15	17			
⑩	大月市笹子町黒野田屋影	8.1%	10.8%	9.5%	0.1%	18.1%	26.8%	—	210.36	402.97
					0	7	8			
⑪	上野原市西原腰掛	8.3%	10.4%	8.5%	1.1%	1.6%	4.7%	—	155.57	274.36
					2	9	9			
⑫	南都留郡富士河口湖町大石節待山	7.8%	10.9%	9.2%	1.1%	3.8%	3.3%	—	161.05	56.34
					1	9	9			
	12箇所の平均	7.6%	10.1%	9.5%	7.1%	10.1%	14.9%	40.14	106.25	133.49
					5.4	11.8	13.0			

※土砂受け箱の設置から伐採までの期間が短かった箇所については、H25(伐採前)の土砂移動量は欠測

広葉樹の森づくり推進事業

番号	箇所名	活着本数(本) (下段:活着率)				平均根元径(mm)				平均樹高(cm)			
		H24	H25	H26	H27	H24	H25	H26	H27	H24	H25	H26	H27
⑬	山梨市牧丘町袖口袖口山	15	15	14	13	6	7	11	17	62	69	113	161
		100%	100%	93%	87%								
⑭	南巨摩郡富士川町平林奥仙重	17	15	15	14	6	9	9	12	64	70	78	129
		100%	88%	88%	82%								

森林環境税に関するアンケート調査

目的

森林環境税導入から平成28年度で5年を迎えることから、県民の森林や森林環境税に対する基本的な認識や考え方を把握し、森林環境税を活用した事業等の見直しの参考とすることを目的に実施。

調査方法

郵送及びインターネット、電子メールによるアンケート調査

調査機関

平成28年1月8日～1月22日

調査対象者

- ① 県政モニター 397人（郵送332人 インターネット65人）
- ② 企業 410社（郵送） 県内に事業所がある企業から無作為抽出

回答状況

- ① 県政モニター 回収率77.6%（郵送267人、インターネット41人）
- ② 企業 回収率52.2%（郵送214社）

調査項目

- ・ 森林が果たす機能、本県における森林・県有林の県土占有率の認知度
- ・ 桂川流域において森林整備費用の一部を神奈川県が負担していることの認知度
- ・ 森林の現状（民有林の荒廃による機能低下）の認知度
- ・ 森林環境税による取り組みの認知度
- ・ 森林環境税の取り組みに対する必要性
- ・ 森林環境税を活用し引き続き取り組むべきと考える事業
- ・ 現在の取り組み以外に必要と考える事業
- ・ 負担額（負担率）の考え

調査結果

- ・当該質問に回答した人の実数（回答母数）を表記する場合は「N」と表示しています。
- ・集計結果の%表示は、小数点以下第2位を四捨五入してあるので、構成比の合計がちょうど100.0%にならない場合があります。

【県政モニター】

（問）あなたの性別はどちらですか。あてはまる番号を選択してください。

■ 1. 男性 ■ 2. 女性

N=308

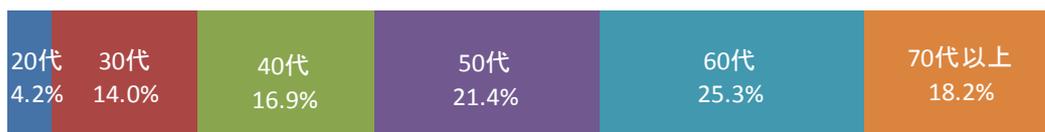


【県政モニター】

（問）あなたの年齢はおいくつですか。あてはまる番号を選択してください。

■ 1. 20～29歳 ■ 2. 30～39歳 ■ 3. 40～49歳
 ■ 4. 50～59歳 ■ 5. 60～69歳 ■ 6. 70歳以上

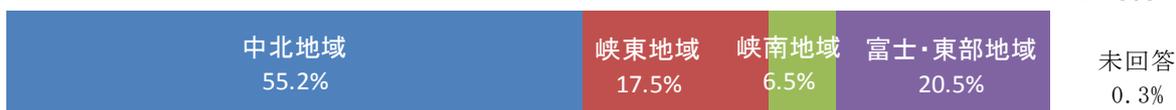
N=308



【県政モニター】

（問）あなたのお住まいはどちらですか。あてはまる番号を選択してください。

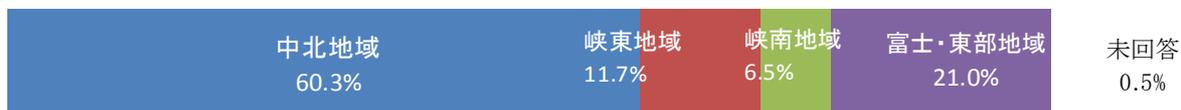
N=308



【企業】

（問）県内事業所の主な所在地はどちらですか。あてはまる番号を選択してください。

N=214

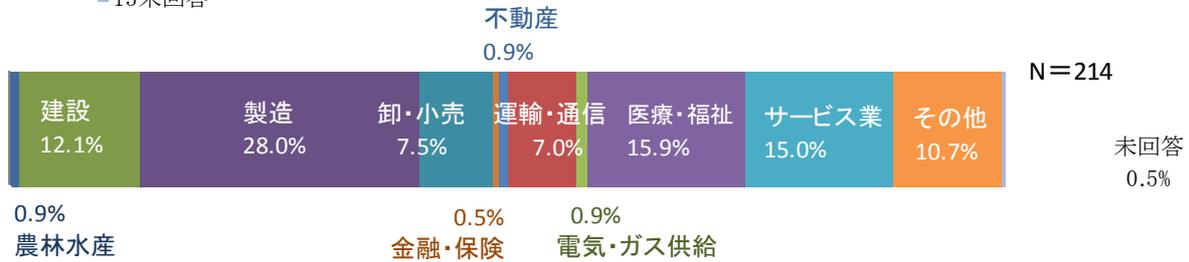


- 《中北地域》 1. 甲府市 2. 南アルプス市 3. 甲斐市 4. 中央市
5. 昭和町 6. 韮崎市 7. 北杜市
- 《峡東地域》 8. 山梨市 9. 笛吹市 10. 甲州市
- 《峡南地域》 11. 市川三郷町 12. 早川町 13. 身延町 14. 南部町
15. 富士川町
- 《富士・東部地域》 16. 都留市 17. 大月市 18. 上野原市 19. 道志村
20. 小菅村 21. 丹波山村
22. 富士吉田市 23. 西桂町 24. 忍野村 25. 山中湖村
26. 鳴沢村 27. 富士河口湖町

【企業】

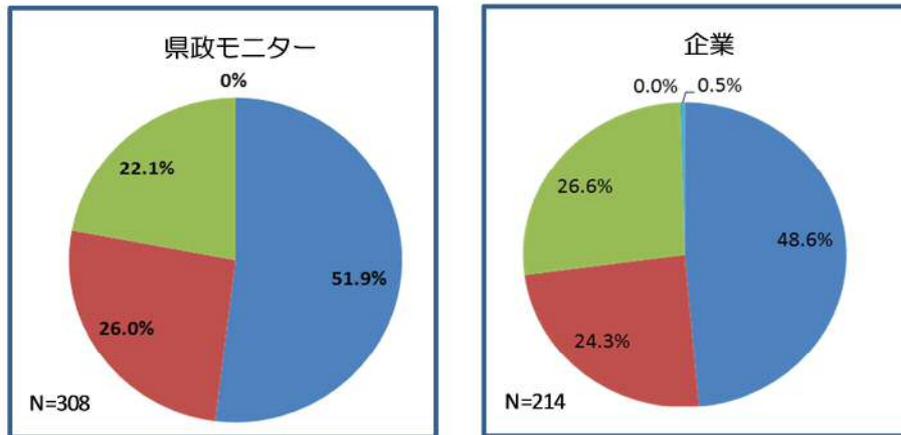
(問) 貴社の業種をお伺いします。あてはまる番号を選択してください。

- 1 農林水産業 ■ 2 鉱業 ■ 3 建設業 ■ 4 製造業
- 5 卸・小売業 ■ 6 金融・保険業 ■ 7 不動産業 ■ 8 運輸・通信業
- 9 電気・ガス供給業 ■ 10 医療・福祉 ■ 11 サービス業 ■ 12 その他
- 13 未回答



(問4) 森林は豊かな水やきれいな空気を育み、災害から県土を守り、地球温暖化の原因となる二酸化炭素を吸収するなど様々な役割を果たしていることをご存じでしたか。

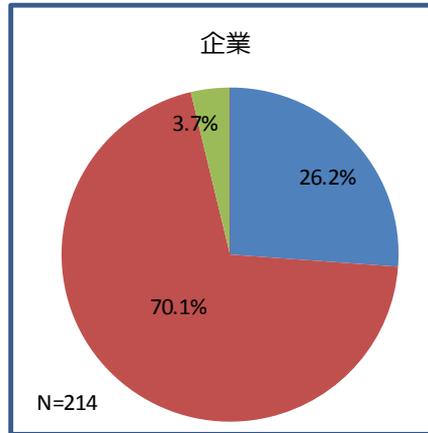
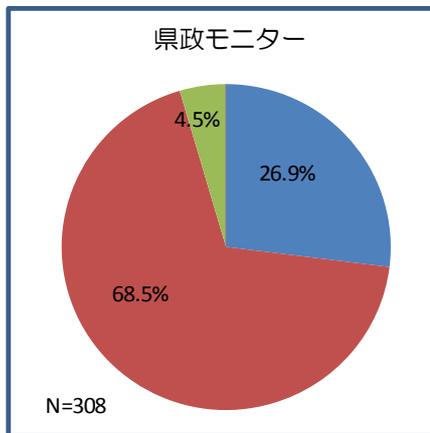
- . 森林が果たす役割の内容をかなり知っていた
- . 森林が果たす役割の内容を一部でも知っていた
- . 森林が様々な役割を果たしていることは知っていた
- . 森林の果たす役割を全く知らなかった
- . 未回答



「かなり知っていた」「一部でも知っていた」を合わせ、アンケートへ回答された全ての人が森林が様々な役割を果たすことを知っていたと回答しています。

(問5) 山梨県は県土面積の約8割が森林であることをご存知でしたか。

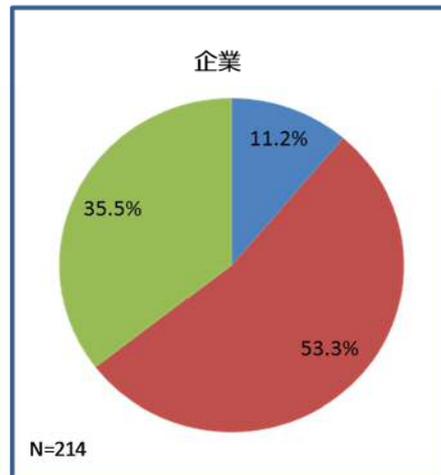
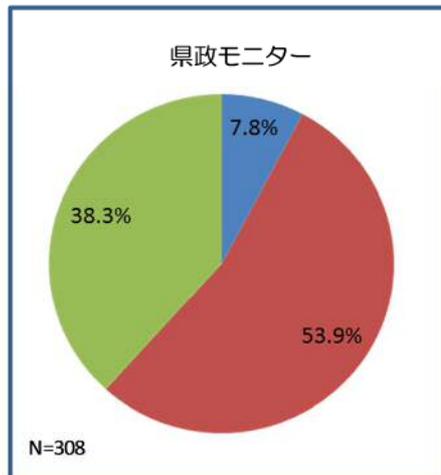
- . 約8割であることを知っていた
- . 森林の占める割合が非常に高いことは知っていた
- . 全く知らなかった



「約8割であることを知っていた」を含め、9割を超える人が本県が森林の占める割合が高いことを知っていたと回答しています。

(問6) 県有林が占める割合が全国一であることをご存知でしたか。

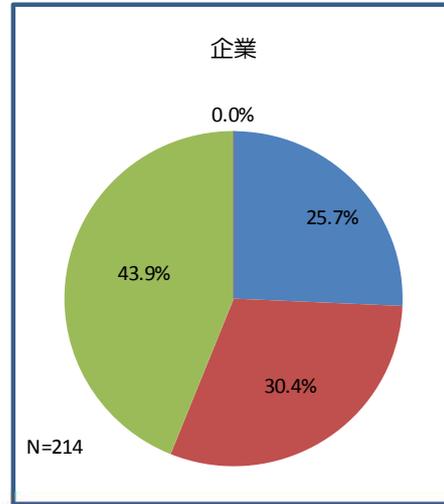
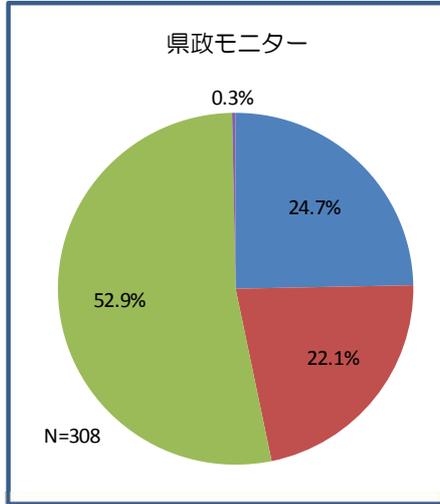
- . 全国一であることを知っていた
- . 県有林の占める割合が高いことは知っていた
- . 全く知らなかった



県政モニター、企業とも「全国一であることを知っていた」を含め、6割を超える人が本県の森林について県有林が占める割合が高いことを知っていたと回答しています。一方、「全く知らなかった」との回答も3割を超えてありました。

（問7）神奈川県の水源地である桂川流域において、山梨県が行う森林整備費用の一部を神奈川県が負担していることをご存知でしたか。

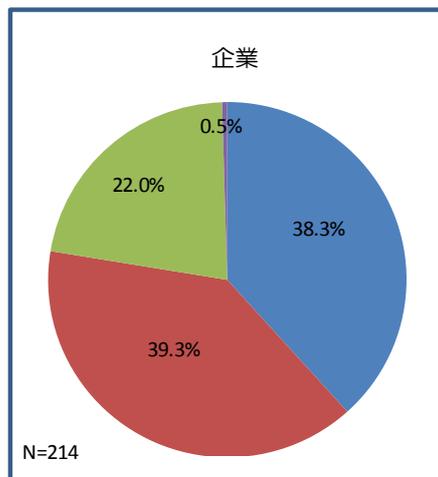
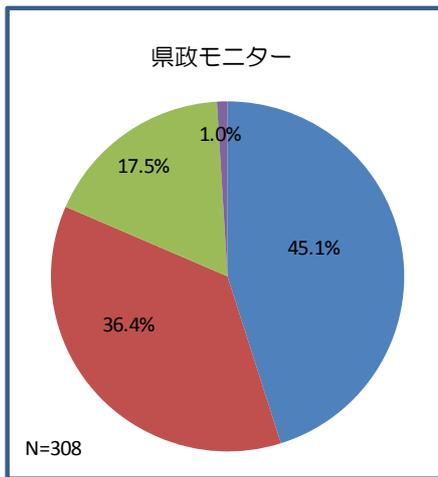
- . 知っていた
- . 聞いたことはある
- . 全く知らなかった
- . 未回答



県政モニター、企業とも「知っていた」「聞いたことはある」を合わせた回答が約半数、「全く知らなかった」との回答が約半数ありました。

（問8）現在、山梨県の民有林の多くが荒廃し、森林の多面的な機能等に支障が生じていることをご存知でしたか

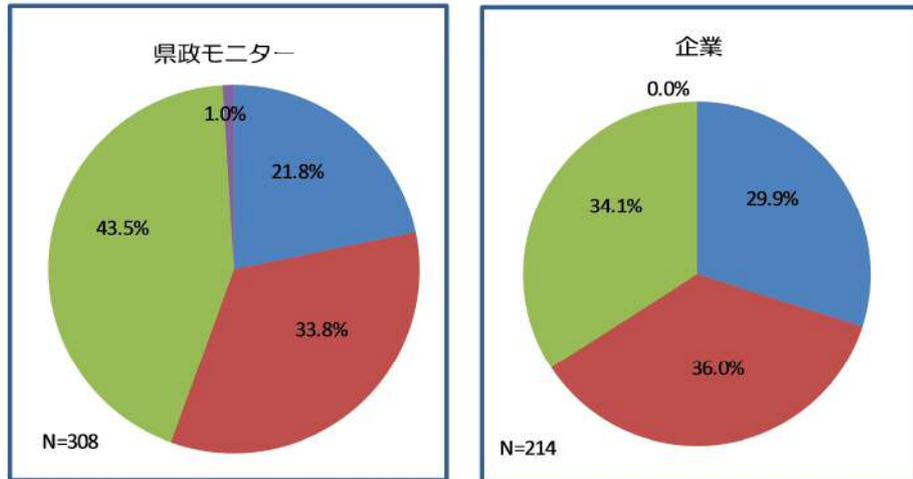
- . 知っていた
- . 聞いたことはある
- . 全く知らなかった
- . 未回答



県政モニター、企業とも「知っていた」「聞いたことはある」を合わせた回答が、約8割ありました。一方、「全く知らなかった」との回答が約2割ありました。

(問9) 山梨県では、荒廃した森林を再生することなどを目的に、平成24年度から森林環境税を導入した事業を進めています。このような取り組みをご存知でしたか。

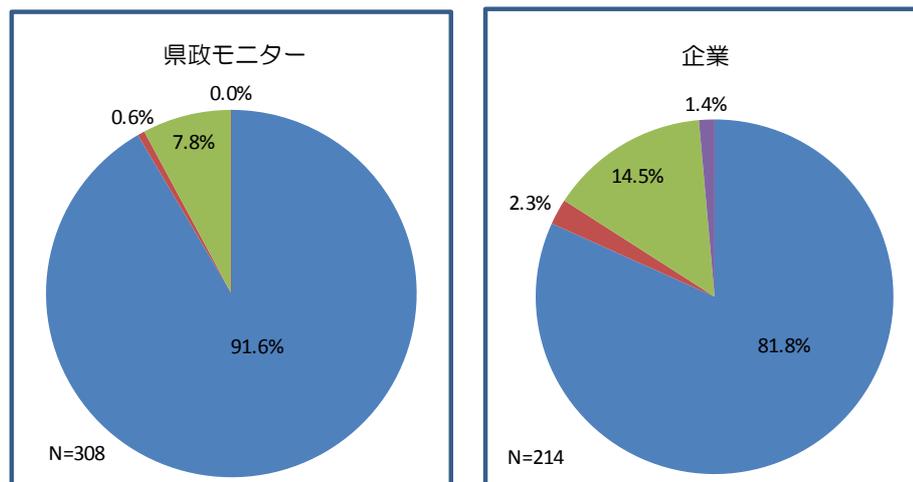
- . 知っていた
- . 聞いたことはある
- . 全く知らなかった
- . 未回答



県政モニターと企業とも「知っていた」「聞いたことはある」を合わせた回答が、半数以上ありました。一方、「全く知らなかった」との回答が、約3割から約4割ありました。

(問10) 山梨県には、荒廃した人工林や生い茂った竹林等がまだ多いなど課題があります。これらの課題に対して行う森林環境税による森林整備などの取り組みをどのように思われますか。

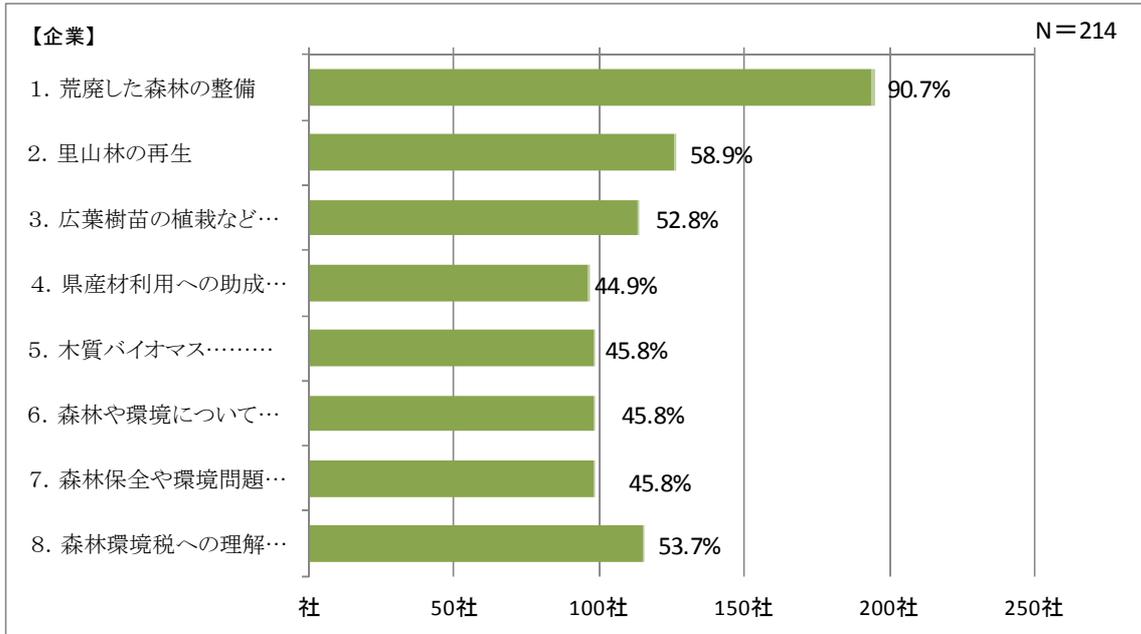
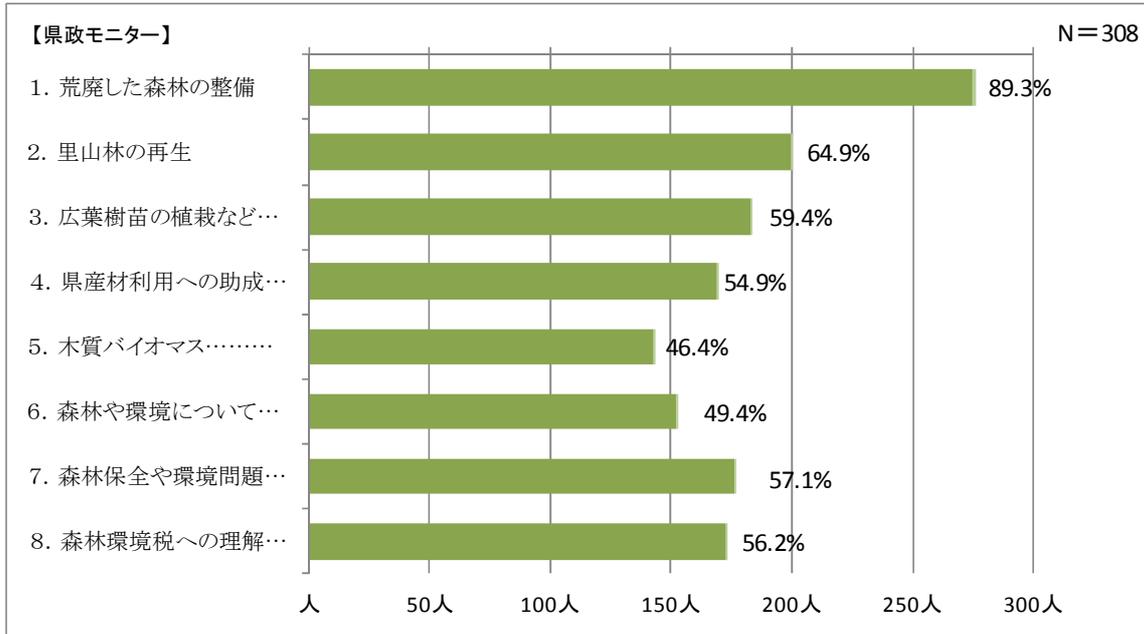
- . 必要である
- . 必要でない
- . わからない
- . 未回答



「必要である」が県政モニターでは9割、企業では8割ありました。「わからない」との回答が約1割あり、「必要でない」との回答が、県政モニターで0.6%、企業で2.3%ありました。

(問11) 現在森林環境税を活用して取り組んでいる次の事業について、制度を継続した場合、引き続き実施すべきと思われる取り組みはどれですか。(番号をいくつでも選択)

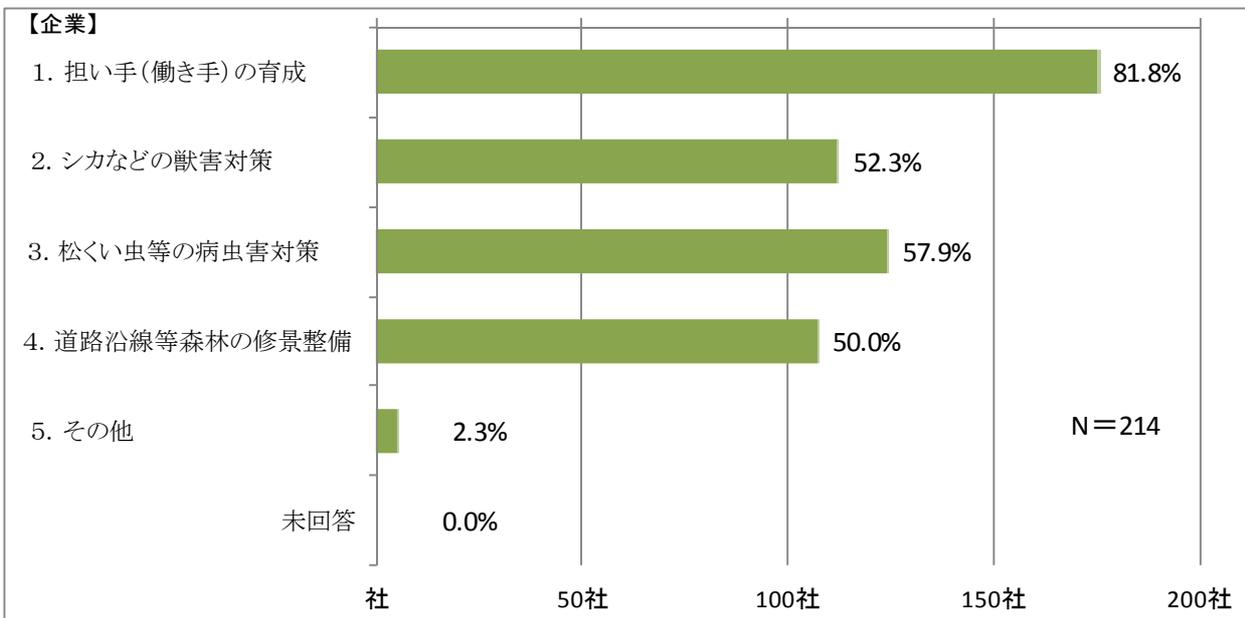
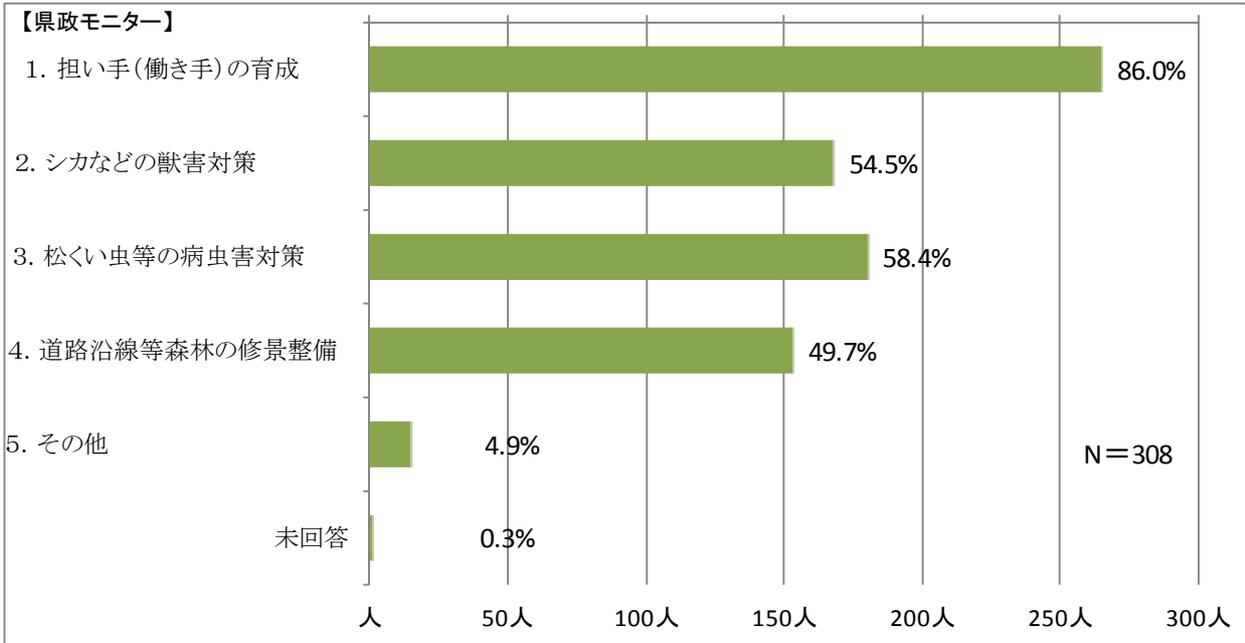
1. 荒廃した森林の整備
2. 里山林の再生
3. 広葉樹苗の植栽など広葉樹の森づくり
4. 県産材利用への助成（学校への机・椅子導入補助）
5. 木質バイオマスエネルギーの利用促進に向けた普及啓発
6. 森林や環境についての学習や自然と親しむことができる機会の拡大
7. 森林保全や環境問題に取り組むボランティア・民間団体などの活動支援
8. 森林環境税への理解を深めるため、森林の大切さや環境問題などに関する情報提供や啓発活動の充実



「荒廃した森林の整備」が約9割と最も多く、「里山林の再生」が続きます。

(問12) 制度を継続した場合に、問11に掲げる現在の取り組み以外に取り組んだ方が良いと思われる事業はありますか。(番号をいくつでも選択)

1. 森林を整備する担い手(働き手)の育成
2. シカやツキノワグマなどの獣害対策
3. 松くい虫等の病虫害対策
4. 集落周辺や道路沿線等の森林の修景整備
5. その他 ()



「森林を整備する担い手(働き手)の育成」が8割を超え、最も多くありました。その他の例示項目も概ね5割程度となっています。

その他意見

(県政モニター)

- ・ペレットストーブへの助成 ・指導者育成 ・若年層への啓蒙・啓発活動
- ・県民への広報 ・川の上に出ている森林整備 ・登山道等の整備
- ・林道、作業道への補助 ・森林整備強化(水源確保) ・不法投棄対策
- ・狩猟登録と駆除事業 ・太陽光発電用パネル設置の規制 ・森林産業の安定化策

(企業)

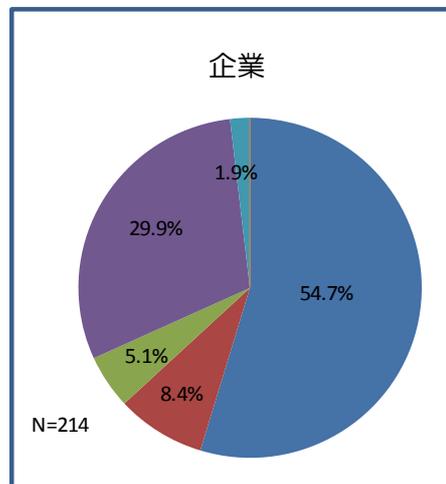
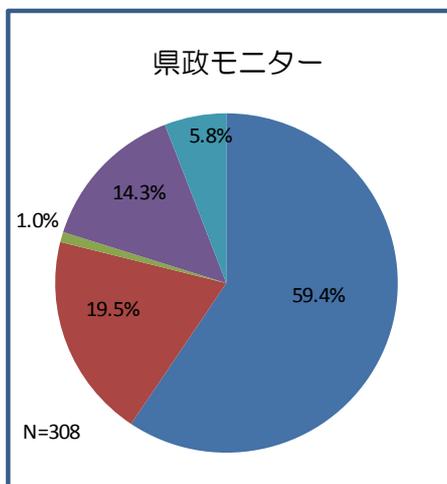
- ・育林への補助 ・災害対策用の林道整備 ・大規模ソーラーパネル対策・野生生物保護に向けた森林整備

(問13) 森林環境税は、個人年額500円を負担していただいています。(モニター)

森林環境税は、企業一社当たり法人の県民税均等割額の5%相当額(資本金等に応じて、1千円~4万円)を負担していただいています。(企業)

今後も継続する場合、どの程度の負担が適当と思われますか。

- 現行(500円(モニター))(5%(企業))を維持すべき
- 金額を引き上げるべき(年額 円(モニター))(年額均等割額の%(企業))
- 金額を引き下げるべき(年額 円(モニター))(年額均等割額の%(企業))
- わからない
- その他()



すべての回答者について「現行を維持」が最も多い回答でした。

県政モニターでは「現行を維持」が約6割、「金額を引き上げる(19.5%)」「わからない(14.%)」「その他(5.8%)」「引き下げる(1.0%)」と続きます。

企業では「現行を維持」が約5割、「わからない(29.9%)」「金額を引き上げる(8.4%)」「引き下げる(5.1%)」「その他(1.9%)」と続きます。

(問13続き)

金額を引き上げる（回答者：県政モニター60人、企業18社）とした回答

(意見) 個人・年額	県政 モニター	(意見) 企業・均等割額	企業
	19.5%		8.4%
個人年額600円	1人	均等割額の6%	1社
個人年額700円	2人	均等割額の7%	2社
個人年額800円	5人	均等割額の8%	3社
個人年額900円	人	均等割額の9%	社
個人年額1000円	41人	均等割額の10%	11社
個人年額1000円超	6人	均等割額の10%超	社
未回答	5人	未回答	1社
計	60人	計	18社

金額を引き下げる（回答者：県政モニター3人、企業11社）とした回答

(意見) 個人・年額	県政 モニター	(意見) 企業・均等割額	企業
	1.0%		5.1%
個人年額400円	人	均等割額の4%	1社
個人年額300円	2人	均等割額の3%	7社
個人年額200円	1人	均等割額の2%	社
個人年額100円	人	均等割額の1%	1社
未回答	人	未回答	2社
計	3人	計	11社

その他意見

(県政モニター)

- ・金額を引き上げるか下げるかではなく有効に利用されているかどうか問題
- ・税の活用内容による
- ・500円負担で充分なのか足りないのかわからないので回答できない
- ・何にどれだけの金額をかけ、どんな成果を示した上で随時検討
- ・引上げた分で県産材を使用した物品を作る ・県産材利用の製品拡大(家具等)
- ・根拠はないが上げて良いと思う ・必要な限りアップしてもいいと思う
- ・年額500円負担していることを知らなかった
- ・今まで実施してきた内容を精査、検証され、それに基づき検討すべき

(企業)

- ・仕方なく、という思いで現状維持 ・5~10%が良い
- ・企業経営の悪化で厳しい
- ・どの企業も業績悪化のため、森林環境税は現状維持
- ・有意義に使えるなら引き上げて構わない
- ・予算の使途の詳細が不明

森林整備に係る都道府県の独自課税の状況

区分	府県名	税の名称(通称)	導入時期	議決時期	課税仕組み			H28収額 (見込み) (億円)
					方式	個人	法人	
導入済 計37府県	岩手県	いわての森林づくり県民税	H18.4	H17.12	県民税均等割 超過課税	1,000円/年	均等割額の10%増	7.0
	宮城県	みやぎ環境税	H23.4	H22.3	県民税均等割 超過課税	1,200円/年	均等割額の10%増	16.0
	秋田県	秋田県水と緑の森づくり税	H20.4	H19.11	県民税均等割 超過課税	800円/年	均等割額の8%増	4.5
	山形県	やまがた緑環境税	H19.4	H18.12	県民税均等割 超過課税	1,000円/年	均等割額の10%増	6.5
	福島県	森林環境税	H18.4	H17.3	県民税均等割 超過課税	1,000円/年	均等割額の10%増	10.8
	茨城県	森林湖沼環境税	H20.4	H19.12	県民税均等割 超過課税	1,000円/年	均等割額の10%増	16.0
	栃木県	とちぎの元気な森づくり県民税	H20.4	H19.6	県民税均等割 超過課税	700円/年	均等割額の7%増	8.5
	群馬県	ぐんま緑の県民税	H26.4	H25.3	県民税均等割 超過課税	700円/年	均等割額の7%増	8.2
	神奈川県	水源環境保全税	H19.4	H17.10	県民税均等割 ・所得超過課税	均等割: 300円/年 所得割: 0.025%増	なし	39.6
	富山県	水と緑の森づくり税	H19.4	H18.6	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5~10%増	3.7
	石川県	いしかわ森林環境税	H19.4	H18.12	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	3.7
	山梨県	森林及び環境保全に係る県民税	H24.4	H23.10	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	2.7
	長野県	長野県森林づくり県民税	H20.4	H19.12	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	6.6
	岐阜県	清流の国ぎふ森林・環境税	H24.4	H23.12	県民税均等割 超過課税	1,000円/年	均等割額の10%増	12.1
	静岡県	森林(もり)づくり県民税	H18.4	H17.12	県民税均等割 超過課税	400円/年	均等割額の5%増	9.6
	愛知県	あいち森と緑づくり税	H21.4	H20.3	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	22.0
	三重県	みえ森と緑の県民税	H26.4	H25.3	県民税均等割 超過課税	1,000円/年	均等割額の10%増	10.5
	滋賀県	琵琶湖森林づくり県民税	H18.4	H17.6	県民税均等割 超過課税	800円/年	均等割額の11%増	6.5
	京都府	豊かな森を育てる府民税	H28.4	H27.12	府民税均等割 超過課税	600円/年	なし	6.1
	大阪府	森林環境税	H28.4	H27.10	府民税均等割 超過課税	300円/年	なし	11.3
	兵庫県	県民緑税	H18.4	H17.3	県民税均等割 超過課税	800円/年	均等割額の10%増	24.0
	奈良県	森林環境税	H18.4	H17.3	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	3.6
	和歌山県	紀の国森づくり税	H19.4	H17.12	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	2.7
	鳥取県	森林環境保全税	H17.4	H16.3	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	1.8
	島根県	水と緑の森づくり税	H17.4	H16.12	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	2.0
	岡山県	おかやま森づくり県民税	H16.4	H15.11	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	5.6
	広島県	ひろしまの森づくり県民税	H19.4	H18.12	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	8.6
	山口県	やまぐち森林づくり県民税	H17.4	H17.3	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	4.0
	愛媛県	森林環境税	H17.4	H16.12	県民税均等割 超過課税	700円/年	均等割額の7%増	5.4
	高知県	森林環境税	H15.4	H15.2	県民税均等割 超過課税	500円/年	500円/年	1.7
	福岡県	森林環境税	H20.4	H18.12	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	13.5
	佐賀県	佐賀県森林環境税	H20.4	H19.12	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	2.4
	長崎県	ながさき森林環境税	H19.4	H18.12	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	3.8
	熊本県	水とみどりの森づくり税	H17.4	H17.3	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	4.7
	大分県	森林環境税	H18.4	H17.3	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	3.2
	宮崎県	森林環境税	H18.4	H18.3	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	3.0
	鹿児島県	森林環境税	H17.4	H16.6	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	4.3

※独自課税を導入した県の多くは5年間の措置としているが、全ての導入県において期限到来時に延長を行っている。

※神奈川県は、個人に対して「均等割+所得割」を、京都府および大阪府は、個人に対して「均等割」を採用し、法人への上乗せはなし。高知県は、法人に対して一律500円の上乗せ課税。富山県は、法人に対して、資本金額に応じ5~10%増の課税。

※各県からの聞き取りにより林野庁が作成した資料を基に作成。(平成28年6月末時点)

導入済の府県の税収合計 306.2 億円

森林及び環境の保全に係る県民税の特例に関する条例

平成二十三年十月十七日

山梨県条例第四十号

(目的)

第一条 この条例は、災害の防止、水源のかん養その他の公益的機能を有し、全ての県民に多くの恵沢をもたらす森林を保全し、次の世代に引き継ぐとともに、地球温暖化を防止するための取組を一層推進していくことが重要であることに鑑み、森林及び環境の保全に関する施策を実施するために必要な財源を確保するため、山梨県県税条例(昭和三十六年山梨県条例第十一号。次条及び第三条において「県税条例」という。)に定める県民税の均等割に係る税率の特例について定めるものとする。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第二条 個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第二十三条の規定にかかわらず、同条に定める額に五百円を加算した額とする。

(法人の県民税の均等割の税率の特例)

第三条 法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第三十条第一項の規定にかかわらず、同項の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める額に、当該額に百分の五を乗じて得た額を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における県税条例第三十条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「森林及び環境の保全に係る県民税の特例に関する条例(平成二十三年山梨県条例第四十号)第三条第一項」とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(個人の県民税に関する経過措置)

第二条 第二条の規定は、平成二十四年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十三年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 平成二十六年度から平成三十五年度までの各年度分の個人の県民税に限り、第二条中「第二十三条」とあるのは、「第二十三条及び附則第十二条の二十二」とする。

(平二四条例二七・一部改正)

(法人の県民税に関する経過措置)

第三条 第三条の規定は、平成二十四年四月一日以後に終了する各事業年度若しくは各連結事業年度又は地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五十二条第二項第四号の期間に係る法人の県民税について適用し、同日前に終了する各事業年度若しくは各連結事業年度又は同号の期間に係る法人の県民税については、なお従前の例による。

(検討)

第四条 知事は、この条例の施行後おおむね五年ごとに、この条例の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則(平成二四年条例第二七号)抄

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。

山梨県森林環境保全基金条例

平成二十三年十月十七日

山梨県条例第四十一号

(設置)

第一条 災害の防止、水源のかん養その他の公益的機能を有し、全ての県民に多くの恵沢をもたらす森林を保全し、次の世代に引き継ぐとともに、地球温暖化を防止するための取組を一層推進していくことが重要であることに鑑み、森林及び環境の保全に関する施策を実施するため、山梨県森林環境保全基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金に積み立てる額は、次に掲げる額の合計額とし、一般会計歳入歳出予算で定める。

- 一 森林及び環境の保全に係る県民税の特例に関する条例（平成二十三年山梨県条例第四十号）第二条及び第三条第一項の規定により加算した額に係る収入額に相当する額
- 二 基金の設置の目的に係る寄附金の額
- 三 前二号に掲げるもののほか、基金の設置の目的のために必要であると知事が認める額

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(繰替運用)

第四条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(処分)

第六条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、これを処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(平成二十四年度における処分の特例)

2 平成二十四年度に限り、第六条の規定の適用については、同条中「基金の設置の目的を達成するために必要な経費」とあるのは「基金の設置の目的を達成するために必要な経費（県民税の均等割に係る賦課徴収に要する臨時的経費を含む。）」とする。

